

6 水管 第 437 号
令和 6 年 5 月 10 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 447 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の配分の変更等に係る国の留保からの配分、数量の融通等について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和六管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和六管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。

）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

353,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	26,800
青森県	現行水準
岩手県	18,000
宮城県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準

- 3 -

三重県	25,000
大阪府	現行水準
和歌山県	4,000
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	13,000

- 4 -

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	120,400
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	28,300
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	17,700
まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

213,900トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	7,900
福井県	現行水準

京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	15,800
山口県	2,400
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	35,500
熊本県	現行水準
鹿児島県	15,000

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 大中型まき網漁業	91,800
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三 ずわいがに太平洋北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

20トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
宮城県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	19
ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四 ずわいがに日本海系群A海域

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,700トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
富山県	47
石川県	397
福井県	294
京都府	30
島根県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	2,672
ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五 ずわいがに日本海系群B海域

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

750トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	22
山形県	106
新潟県	565

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
--------	-----------

ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業 及びずわいがに漁業	57
ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六 ずわいがに北海道西部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

43トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	43

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第七 ずわいがにオホーツク海南部

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	125

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業 及びずわいがに漁業	875

ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。
------------------------	---------------------

第八 まだら本州太平洋北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,060トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
青森県	6,060トンの内数
岩手県	6,060トンの内数

宮城県	6,060トンの内数
福島県	6,060トンの内数
茨城県	6,060トンの内数

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州太平洋北部系群沖合底びき網漁業	6,060トンの内数
まだら本州太平洋北部系群その他大臣許可漁業	6,060トンの内数

第九 まだら本州日本海北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,260トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	3,260トンの内数
秋田県	3,260トンの内数
山形県	3,260トンの内数
新潟県	3,260トンの内数
富山県	3,260トンの内数
石川県	3,260トンの内数

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州日本海北部系群沖合底びき網漁業	3,260トンの内数
まだら本州日本海北部系群その他大臣許可漁業	3,260トンの内数

第十 まだら北海道太平洋

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

23,900トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	23,900トンの内数

青森県	23,900トンの内数
-----	-------------

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道太平洋沖合底びき網漁業	23,900トンの内数
まだら北海道太平洋その他大臣許可漁業	23,900トンの内数

第十一 まだら北海道日本海

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

13,700トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ

同表の右欄に掲げる数量とする。

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	13,700トンの内数

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
まだら北海道日本海沖合底びき網漁業	13,700トンの内数
まだら北海道日本海その他大臣許可漁業	13,700トンの内数

令和6管理年度における漁獲可能量の配分の変更等に係る国の留保からの配分、数量の融通等について（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部）

1 背景

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部の漁獲可能量の配分の変更等のうち、以下に該当する場合は、行政庁の恣意性のない機械的な国の留保からの配分、数量の融通等として、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できるとされてきた。
- (ア) まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
資源管理基本方針の別紙2（まさば及びごまさば太平洋系群（別紙2-15）、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（別紙2-16））第6の4に規定された計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合
- (イ) ずわいがに日本海系群A海域、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合
- (ウ) 都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合
- (エ) 「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」の漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」への追加配分に伴って漁獲可能量の配分を変更する場合
- (2) また、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、一定の条件を満たした場合に、当該管理年度の途中で、当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることとしており、第130回水産政策審議会資源管理分科会（令和6年3月12日開催）への諮問・答申を経て、新たに、漁獲可能量の調整が行われた管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととしたところ。

2 今後の取扱い

- (1) 漁獲可能量の配分の変更等のうち、上記1(1)(ア)～(エ)に係る国の留保からの配分、数量の融通等については、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、引き続き、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応

できることとする。

- (2) さらに、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について、上記1(2)に係る漁獲可能量の未利用分の繰り越しに伴う漁獲可能量の変更については、別紙2-16の第4の3(2)にその具体的な方法を規定しており、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した数量を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第15条第6項において準用する同条第4項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。



マサバ (太平洋系群) ①

2024年1月19日公開

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

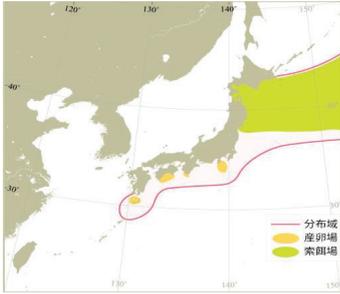


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

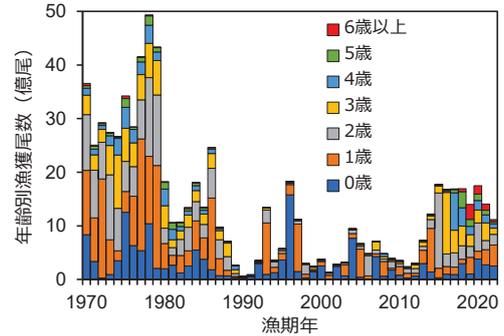


図3 年齢別漁獲尾数の推移

0、1歳魚が主体であったが、2015～2020年漁期は2歳以上の割合が増加していた。2021年漁期以降は再び0、1歳魚が主体となっている。

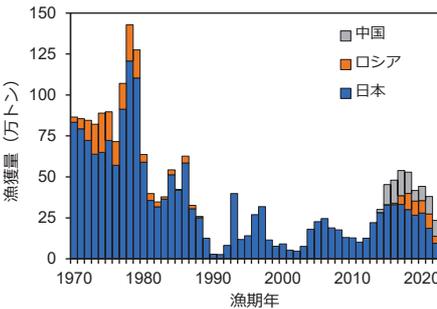


図2 漁獲量の推移

日本の漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期以降に増加傾向、2021年漁期以降に減少傾向を示し、2022年漁期は9.5万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2022年漁期のロシアによる漁獲量は4.4万トン、中国による漁獲量は9.7万トンであった。

2024年1月19日公開

マサバ (太平洋系群) ②

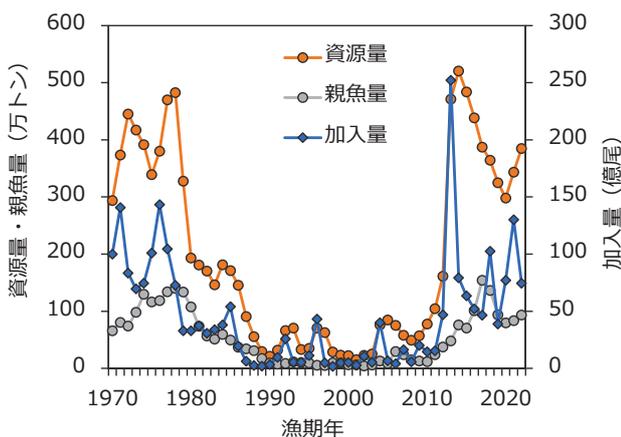


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、1970年代は高い水準で推移していたが、1980年代以降に急減し、2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期に急増したが2015年漁期以降は減少し、2022年漁期は385.0万トンであった。親魚量は、資源量と同様の傾向を示して2016年漁期以降に急増したが、直近5年間（2018～2022年漁期）で見ると減少傾向で、2022年漁期は93.4万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は、2013年漁期に極めて高い値となり、2014年漁期以降も年変化はあるものの比較的高い値を示している。

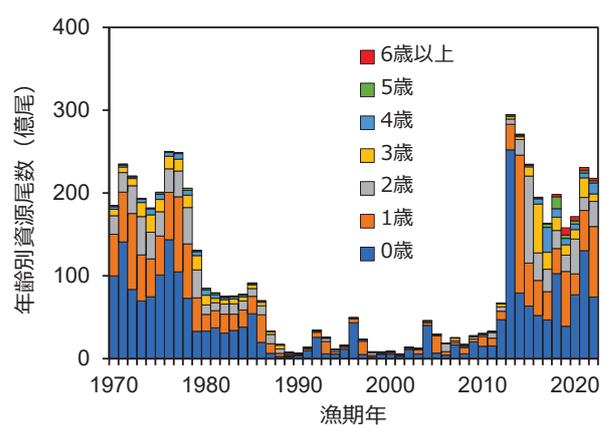


図5 年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（橙）を中心に構成されており、2歳以上の割合は低い。

マサバ (太平洋系群) ③

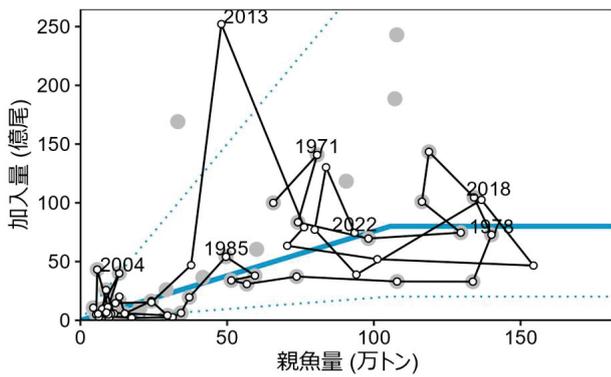


図6 再生産関係

1970～2017年漁期の親魚量と加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したホッケー・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。

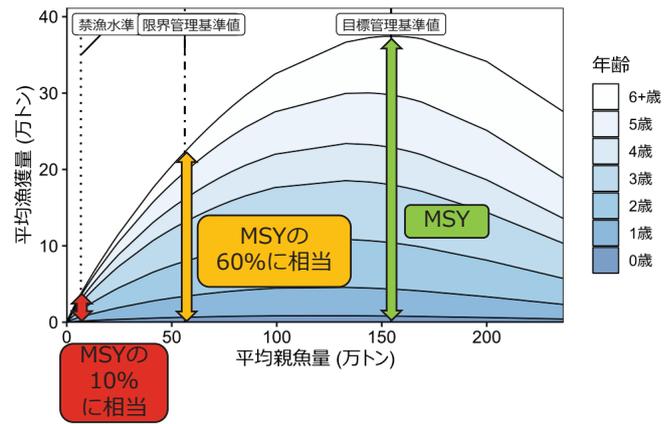


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、154.5万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2022年漁期の親魚量	MSY	2022年漁期の漁獲量
154.5万トン	56.2万トン	6.7万トン	93.4万トン	37.2万トン	23.6万トン

マサバ (太平洋系群) ④

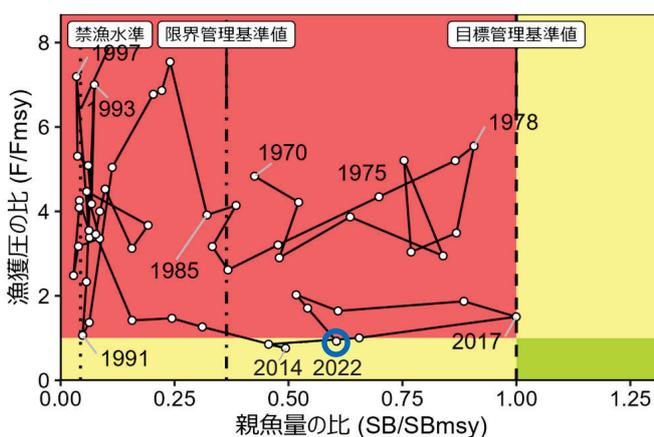


図8 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を2014、2015年漁期を除いて上回っていたが、2022年漁期はわずかに下回っている。親魚量 (SB) は、すべての漁期においてMSYを実現する親魚量 (SBmsy) を下回っている。

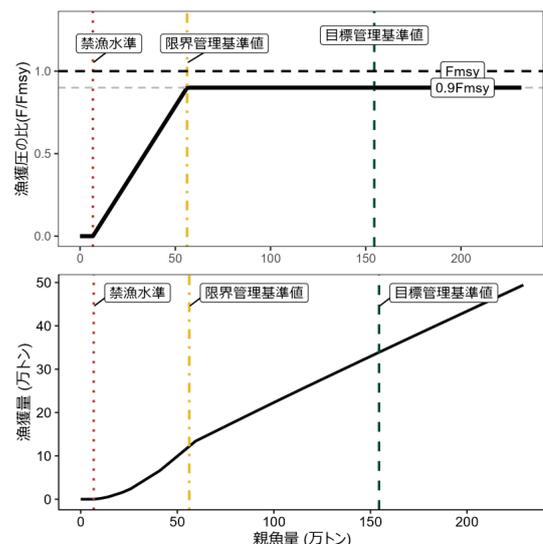
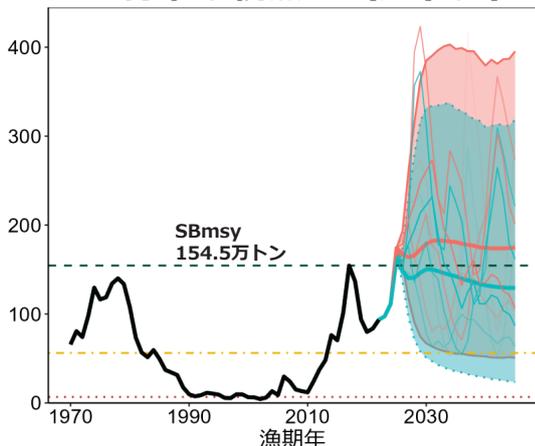


図9 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる調整係数であるβを0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マサバ (太平洋系群) ⑤

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

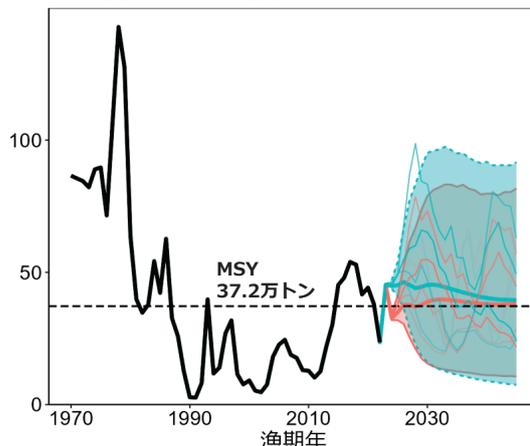


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.9とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値を上回り、漁獲量の平均値はMSY付近で推移する。

漁獲管理規則に基づく将来予測 (β=0.9の場合)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

- MSY
- 目標管理基準値
- 限界管理基準値
- 禁漁水準

マサバ (太平洋系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

2030年漁期に親魚量が目標管理基準値 (154.5万トン) を上回る確率

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1.0	93.4	97.5	111.2	171.3	162.0	157.1	158.6	165.0	170.7	44%
0.9	93.4	97.5	111.2	174.3	167.2	163.8	165.8	172.5	178.8	48%
0.8	93.4	97.5	111.2	177.4	172.7	170.8	173.5	180.6	187.5	51%
0.7	93.4	97.5	111.2	180.6	178.5	178.3	181.7	189.4	196.9	56%
現状の漁獲圧	93.4	97.5	111.2	163.0	148.0	140.3	140.9	146.4	150.2	35%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	23.6	45.3	35.9	37.8	40.2	40.0	39.1	39.8	40.9
0.9	23.6	45.3	32.7	34.9	37.7	37.7	37.0	37.7	38.9
0.8	23.6	45.3	29.3	31.8	34.8	35.2	34.6	35.4	36.6
0.7	23.6	45.3	25.9	28.6	31.8	32.4	32.0	32.7	33.9
現状の漁獲圧	23.6	45.3	44.8	45.1	46.3	45.2	44.0	44.5	45.2

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオではβに0.9を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2023年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧 (2020~2022年漁期の平均: β=1.28相当) により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2024年漁期の平均漁獲量は32.7万トン、2030年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は48%と予測される。併せて、βを0.7~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表 (ABCは外国漁船による漁獲も合わせた値)

2024年漁期のABC (万トン)	2024年漁期の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2020-2022)	2024年漁期の漁獲割合 (%)
32.7	111.2	0.70	9.1

※表の値は今後の資源評価により更新される。



ゴマサバ (太平洋系群) ①

2024年1月19日公開

ゴマサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。



図1 分布図

分布の中心は日本の太平洋側。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

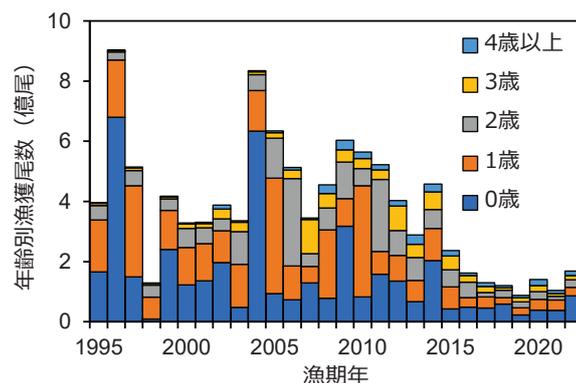
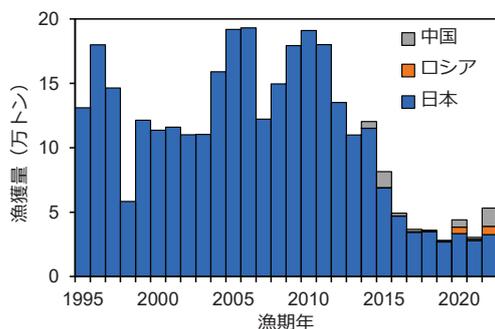


図2 漁獲量の推移

日本の漁獲量は、2005～2011年漁期は高い水準で推移していたが、2012年漁期以降、減少傾向を示し、2022年漁期は3.3万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2022年漁期のロシアによる漁獲量は0.6万トン、中国による漁獲量は1.4万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

年変化が大きいものの1、2歳魚が主体である。また、加入が良好な年級群（1996、2004、2009年漁期）が出現すると、その年級群が0、1歳魚として大量に漁獲される特徴が見られる。



2024年1月19日公開

ゴマサバ (太平洋系群) ②

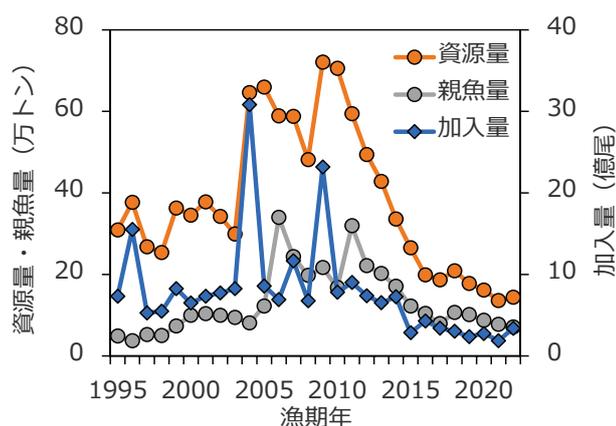


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、2004～2011年漁期は高い水準で推移していたが、2012年漁期以降に急減し、2022年漁期は14.4万トンとなった。親魚量は、資源量と同様の傾向を示し、直近5年間（2018～2022年漁期）でみると減少傾向で、2022年漁期は7.1万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は、1996、2004、2009年漁期に高い値を示した他は比較的安定して推移していたが、2015年漁期以降は低い値となっている。

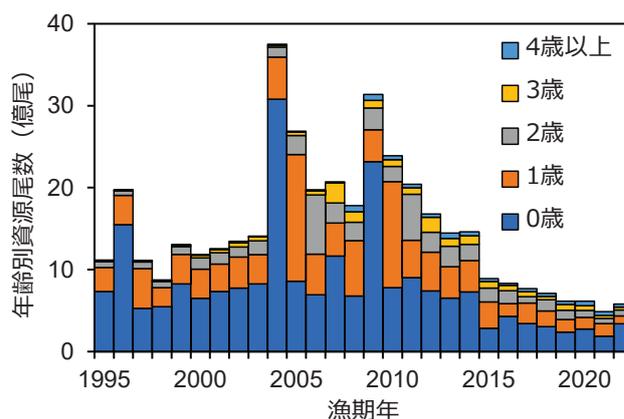


図5 年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳魚（青）、1歳魚（橙）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は低い。2015年漁期以降の0歳魚資源尾数は1.9億～4.3億尾の範囲で推移した。

ゴマサバ (太平洋系群) ③

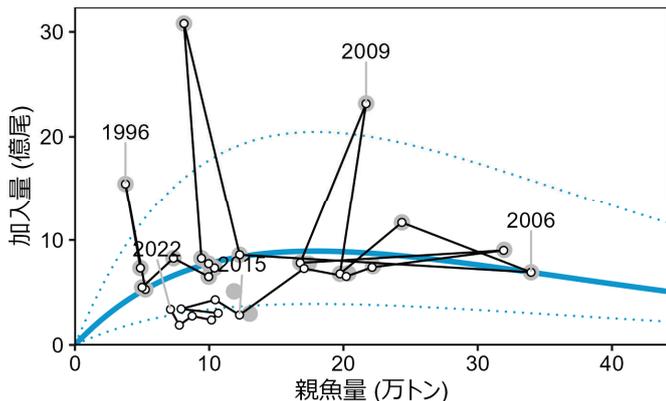


図6 再生産関係

1995～2017年漁期の親魚量と加入量に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。

2015、2018～2021年漁期の加入量は、90%が含まれると推定される範囲よりも下側にある。

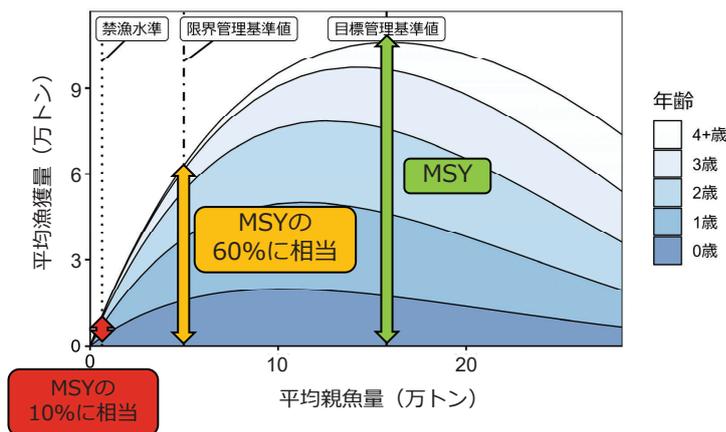


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、リッカー型の再生産関係に基づき15.8万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2022年漁期の親魚量	MSY	2022年漁期の漁獲量
15.8万トン	5.0万トン	0.6万トン	7.1万トン	10.5万トン	4.6万トン

ゴマサバ (太平洋系群) ④

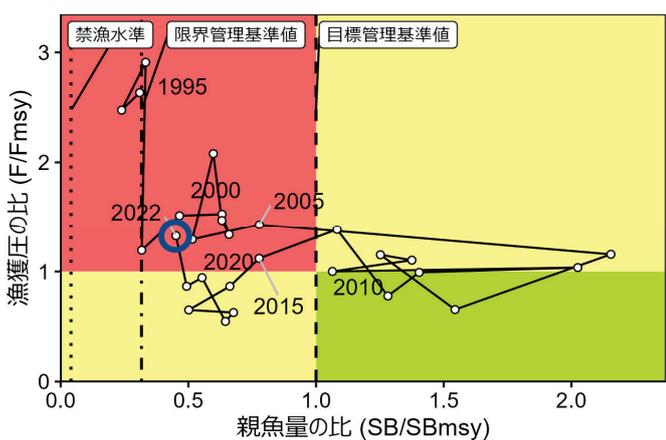


図8 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、2007、2012、2013、2016～2021年漁期において最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を下回っていたが、その他の年は上回っている。親魚量 (SB) は、2006～2014年漁期においてMSYを実現する親魚量 (SBmsy) を上回っていたが、2005年漁期以前および2015年漁期以降は下回っている。

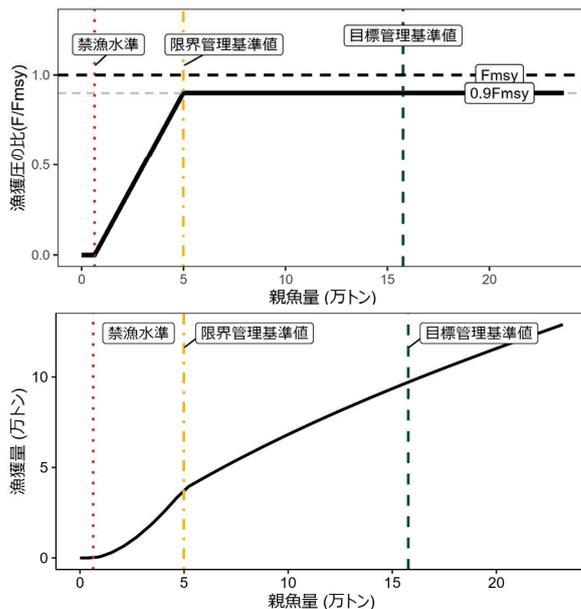


図9 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる調整係数であるβを0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

ゴマサバ (太平洋系群) ⑤

近年の低水準の加入が2023年漁期以降も継続する場合

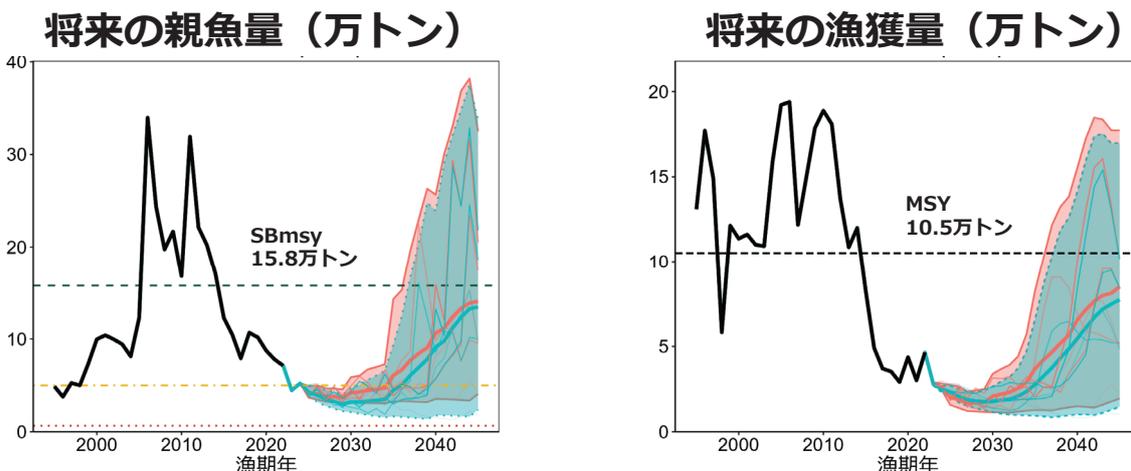


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

加入量に近年の再生産関係の残差 (再生産関係式から期待される加入量からのずれ) を考慮し、 β を0.9とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値、漁獲量の平均値ともに緩やかに増加するが、いずれも2030年漁期にそれぞれの目標水準 (SBmsyとMSY) に達しない。

■ 漁獲管理規則に基づく将来予測 ($\beta=0.9$ の場合)
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測
 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。
 - - - - - MSY
 - - - - - 目標管理基準値
 - . - . - 限界管理基準値
 禁漁水準

ゴマサバ (太平洋系群) ⑥

近年の低水準の加入が2023年漁期以降も継続する場合

β	2030年漁期に親魚量が目標管理基準値 (15.8万トン) を上回る確率										2030年漁期に親魚量が限界管理基準値 (5.0万トン) を上回る確率
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
1.0	7.1	4.5	5.2	3.9	3.9	3.6	3.5	3.4	3.9	17%	0%
0.9	7.1	4.5	5.2	4.1	4.1	3.8	3.8	3.7	4.2	20%	0%
0.8	7.1	4.5	5.2	4.3	4.3	4.1	4.1	4.0	4.5	26%	0%
0.7	7.1	4.5	5.2	4.5	4.6	4.4	4.4	4.3	4.9	42%	0%
現状の漁獲圧	7.1	4.5	5.2	4.2	3.9	3.5	3.2	3.0	3.2	3%	0%

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	4.6	2.8	2.8	2.0	1.9	1.6	1.6	1.6	2.0
0.9	4.6	2.8	2.6	2.0	1.9	1.7	1.7	1.7	2.1
0.8	4.6	2.8	2.4	2.0	1.9	1.7	1.8	1.8	2.1
0.7	4.6	2.8	2.1	1.9	1.9	1.8	1.8	1.9	2.2
現状の漁獲圧	4.6	2.8	2.5	2.3	2.1	1.9	1.8	1.8	1.8

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは β に0.9を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2023年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧 (2018~2022年漁期の平均: $\beta=0.84$ 相当) により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2024年漁期の平均漁獲量は2.6万トン、2030年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は0%と予測される。併せて、 β を0.7~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

上記は近年の低水準の加入量が2023年漁期以降も継続することを想定した場合の漁獲管理規則に基づく将来予測結果であり、2023年漁期以降に加入が再生産関係式から予測される水準に戻ることを想定した場合の将来予測結果は次ページに示す。今後も引き続き加入量の低下傾向が続く場合には、再生産関係および漁獲管理規則を見直す必要がある。

表3. ABC要約表 (ABCは外国漁船による漁獲も合わせた値)

2024年漁期のABC (万トン)	2024年漁期の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2018-2022)	2024年漁期の漁獲割合 (%)
2.6	5.2	1.07	26.2

※表の値は今後の資源評価により更新される。

ゴマサバ（太平洋系群）⑦

2023年漁期以降、適用した再生産関係に従う加入が起こると仮定した場合

表4. 将来の平均親魚量（万トン）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2030年漁期に親魚量が目標管理基準値（15.8万トン）を上回る確率	
										2030年漁期に親魚量が限界管理基準値（5.0万トン）を上回る確率	
1.0	7.1	4.5	5.2	7.5	9.2	11.0	12.4	13.6	14.4	100%	33%
0.9	7.1	4.5	5.2	7.8	9.8	12.1	13.8	15.2	16.1	100%	45%
0.8	7.1	4.5	5.2	8.1	10.5	13.2	15.4	17.0	18.1	100%	58%
0.7	7.1	4.5	5.2	8.5	11.2	14.5	17.1	19.0	20.2	100%	72%
現状の漁獲圧	7.1	4.5	5.2	8.0	10.1	12.7	14.7	16.2	17.2	100%	52%

表5. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	4.6	3.3	4.7	5.8	7.0	8.0	8.9	9.4	9.9
0.9	4.6	3.3	4.3	5.5	6.8	7.9	8.8	9.5	9.9
0.8	4.6	3.3	3.9	5.2	6.6	7.7	8.7	9.4	9.8
0.7	4.6	3.3	3.5	4.8	6.2	7.4	8.4	9.1	9.5
現状の漁獲圧	4.6	3.3	4.1	5.3	6.7	7.8	8.8	9.4	9.8

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは β に0.9を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2023年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧（2018～2022年漁期の平均： $\beta=0.84$ 相当）により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2024年漁期の平均漁獲量は4.3万トン、2030年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は45%と予測される。併せて、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

上記は、2015年漁期以降2022年漁期まで低水準の加入量が継続していることを考慮せず、2023年漁期以降は適用した再生産関係に従うことを仮定した将来予測であるため、低水準の加入が継続した場合、2024年漁期以降の漁獲量、親魚量の予測値ならびに目標達成確率が過大となっている可能性がある。

今後も引き続き低水準の加入が続く場合には、再生産関係および漁獲管理規則を見直す必要がある。

※表の値は今後の資源評価により更新される。



マサバ（対馬暖流系群）①

2024年1月19日公開

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

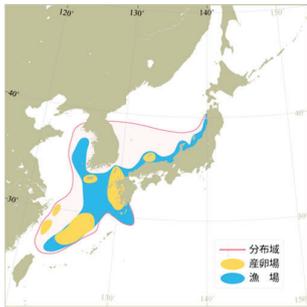


図1 分布域

東シナ海南部から日本海北部沿岸域、さらに黄海まで広く分布する。

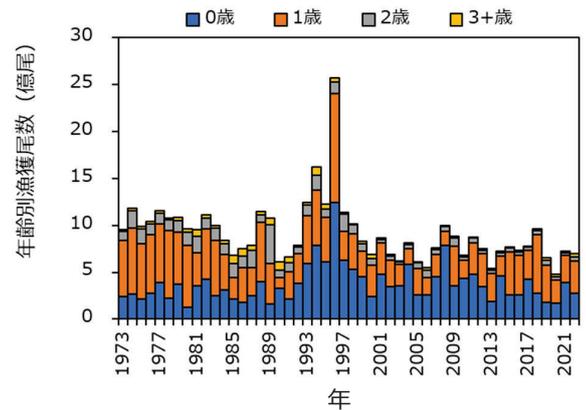


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は少ない。

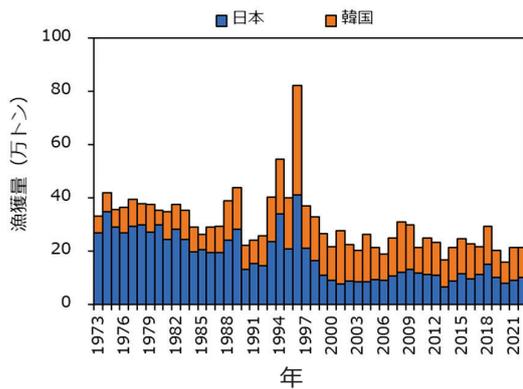


図2 漁獲量の推移

日本と韓国を合わせた漁獲量は、1970～1980年代は安定していたが、その後減少し、1996年に急増したあと、再び減少した。2000年代以降はほぼ横ばいであり、2022年は21.2万トンであった。そのうち日本は10.1万トン、韓国は11.1万トンであった。

2024年1月19日公開

マサバ（対馬暖流系群）②

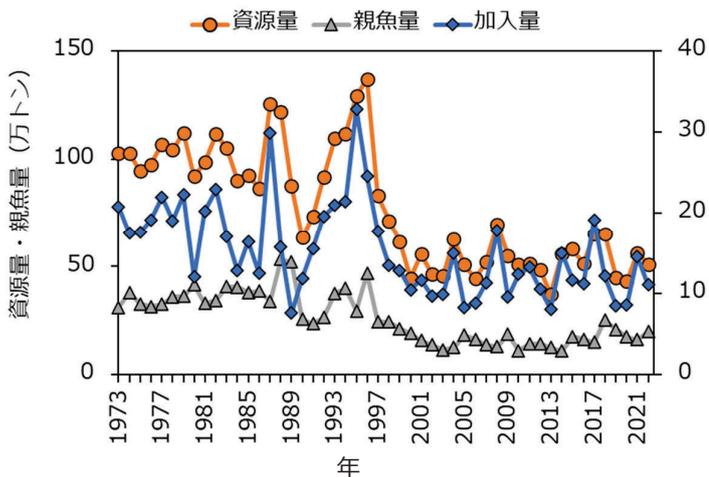


図4 資源量・親魚量・加入量

資源量は2019～2020年の低加入などの影響で減少し、2020年に43万トンとなったが、2021年以降やや回復し、2022年は51万トンであった。加入量（0歳の資源尾数）は2019～2020年は低かったが、2022年は11億尾と推定された。親魚量は直近5年間（2018～2022年）で見ると横ばい傾向で、2022年には20万トンであった。

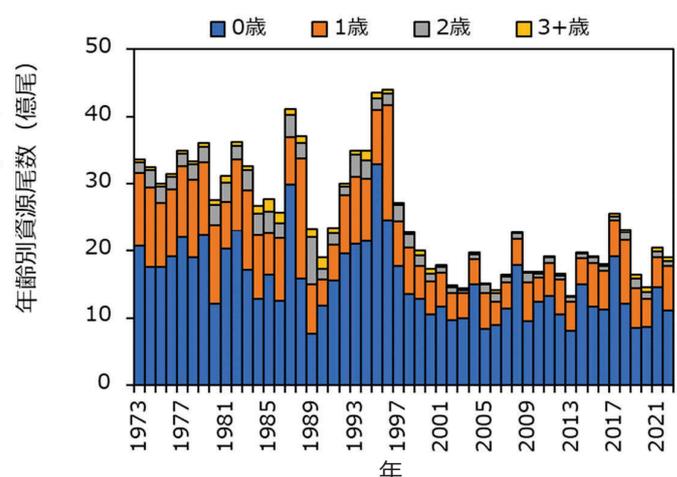


図5 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。近年では、0歳魚尾数は2017年は19億尾と多かったが、2019年と2020年は8.5億尾と8.6億尾と少なかった。2021年は15億尾、2022年は11億尾と推定された。

マサバ (対馬暖流系群) ③

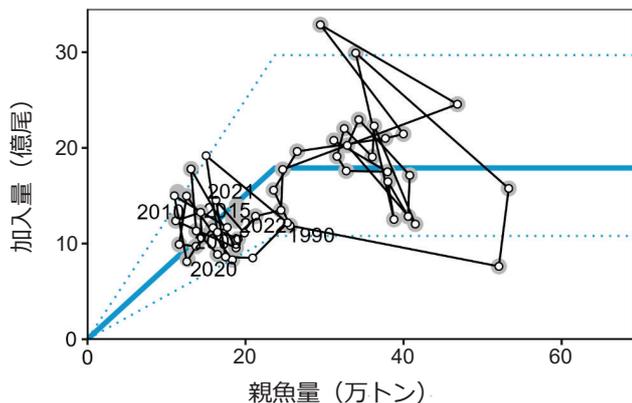


図6 再生産関係

1973～2017年の親魚量と加入量に対し、ホッケ－・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。

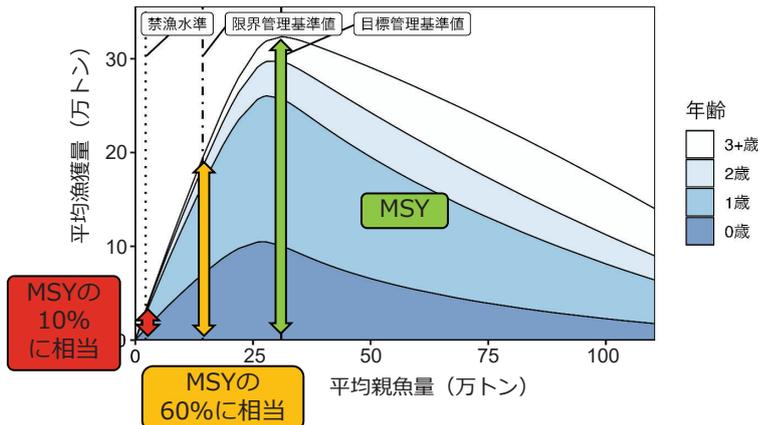


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は31.0万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2022年の親魚量	MSY	2022年の漁獲量
31.0万トン	14.3万トン	2.2万トン	19.9万トン	32.3万トン	21.2万トン

マサバ (対馬暖流系群) ④

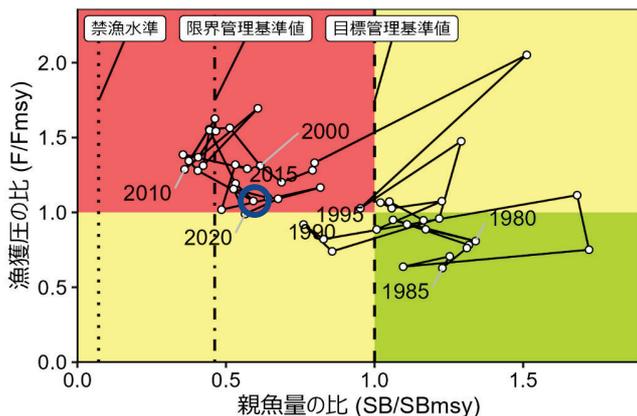


図8 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧（F）は、1980年代は概ね最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（Fmsy）を下回っていたが、1994年以降は2020年を除いてFmsyを上回っている。親魚量（SB）は、1980年代は最大持続生産量を実現する親魚量（SBmsy）を上回っていたが、1997年以降はSBmsyを下回っている。

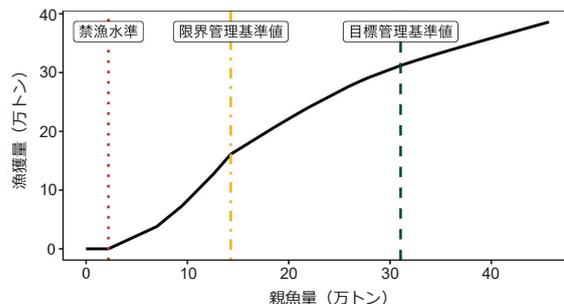
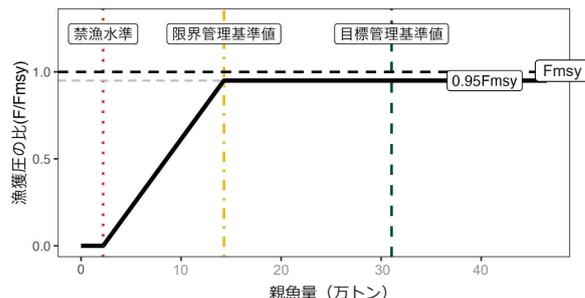
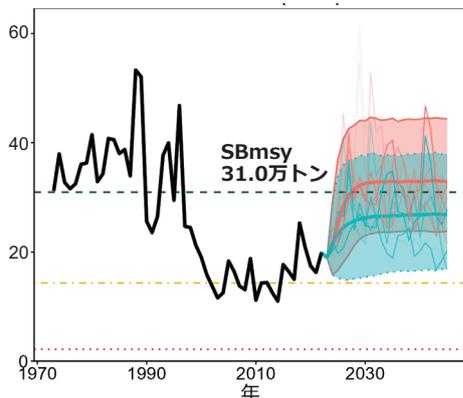


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乘じる調整係数であるβを0.95とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マサバ (対馬暖流系群) ⑤

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

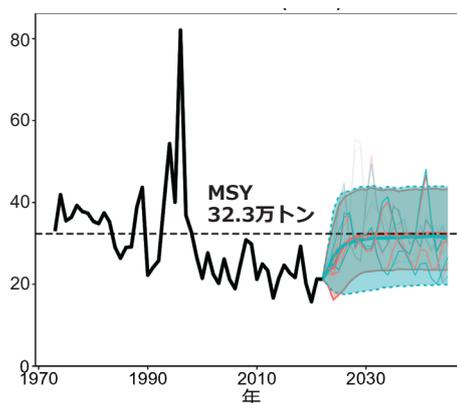


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.95とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値以上、漁獲量の平均値はMSY水準でそれぞれ推移する。

- 漁獲管理規則に基づく将来予測 (β=0.95の場合)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測
- 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。
- MSY
- - - - - 目標管理基準値
- . - . - 限界管理基準値
- 禁漁水準

マサバ (対馬暖流系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

2030年に親魚量が目標管理基準値 (31.0万トン) を上回る確率

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	確率
1.0	19.9	19.0	21.4	24.6	27.2	28.7	29.6	30.2	30.6	44%
0.95	19.9	19.0	21.4	25.3	28.5	30.4	31.5	32.2	32.5	57%
0.9	19.9	19.0	21.4	26.1	29.9	32.2	33.5	34.2	34.5	69%
0.8	19.9	19.0	21.4	27.6	33.0	36.1	37.7	38.6	38.9	89%
現状の漁獲圧	19.9	19.0	21.4	23.2	24.5	25.2	25.7	26.1	26.3	23%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	21.2	23.6	25.0	27.9	29.7	30.7	31.5	31.9	32.1
0.95	21.2	23.6	24.1	27.4	29.6	30.8	31.5	31.9	32.1
0.9	21.2	23.6	23.2	26.9	29.4	30.7	31.4	31.8	32.0
0.8	21.2	23.6	21.2	25.7	28.7	30.1	30.8	31.2	31.3
現状の漁獲圧	21.2	23.6	26.8	28.6	29.6	30.1	30.6	30.9	31.1

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、βに0.95を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2023年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧 (2020~2022年の平均: β=1.1相当) により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2024年の平均漁獲量は24.1万トン、2030年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は57%と予測される。併せて、βを0.8~1.0の範囲で変更させた場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2024年のABC (万トン)	2024年の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2020-2022)	2024年の漁獲割合 (%)
24.1	21.4	0.86	35

※上記の表は暦年 (1~12月) の値であり、2024年漁期 (7月~翌年6月) のABCは26.8万トンである。表の値は今後も資源評価により更新される。



ゴマサバ (東シナ海系群) ①

2024年1月19日公開

ゴマサバは日本周辺に生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。



図1 分布域

東シナ海南部から日本海中部沿岸域に分布し、産卵場は東シナ海中南部と薩南海域である。

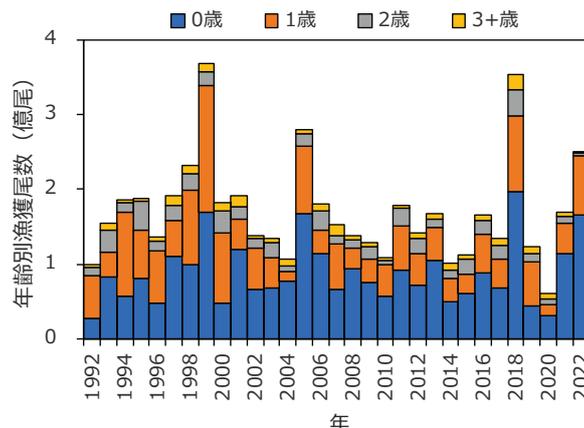


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は少ない。

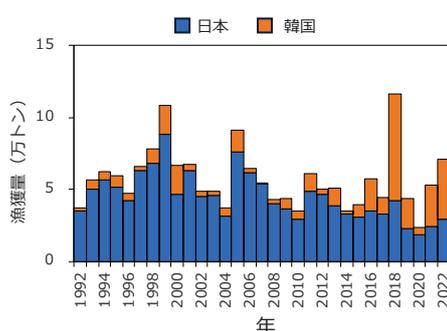


図2 漁獲量の推移

日本と韓国を合わせた漁獲量は、年変動がある。2018年（11.7万トン）には急増したが、2022年は7.1万トンであった。そのうち日本は2.9万トン、韓国は4.2万トンであった。

2024年1月19日公開

ゴマサバ (東シナ海系群) ②

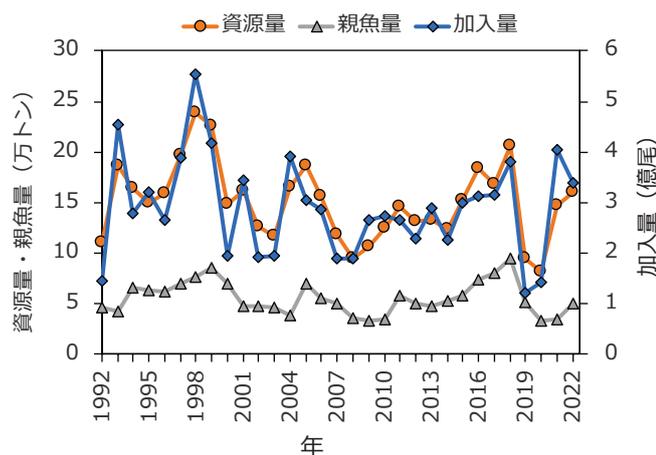


図4 資源量・親魚量・加入量

資源量は1992～2018年は9.4万～23.8万トンの範囲で推移したが、2019年に急減した後、2022年は16.0万トンに増加した。加入量（0歳魚の資源尾数）は2019～2020年は低かったが、2022年は3.4億尾と推定された。親魚量は直近5年間（2018～2022年）で見ると横ばいで、2022年には5.0万トンであった。

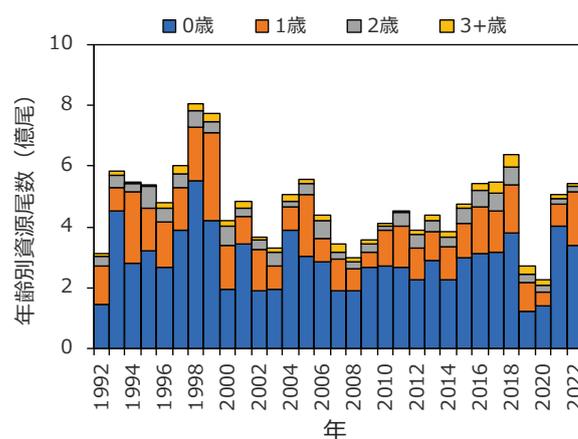


図5 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。0歳魚資源尾数は2019年と2020年は1.2億～1.4億尾と少なかったが、2021年は4.1億尾、2022年は3.4億尾に増加した。

ゴマサバ (東シナ海系群) ③

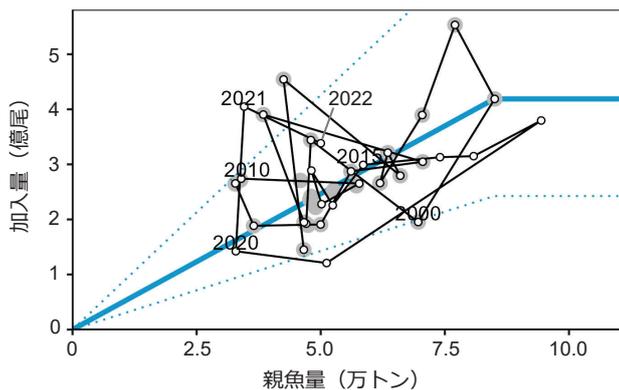


図6 再生産関係

1992～2017年の親魚量と加入量の情報に基づくホッカー・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。

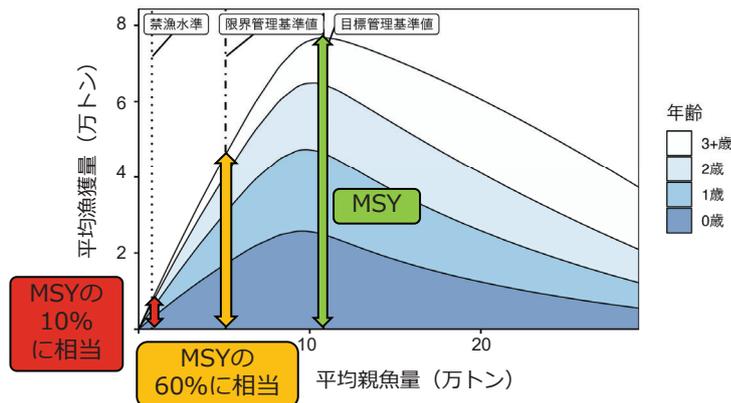


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は10.9万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2022年の親魚量	MSY	2022年の漁獲量
10.9万トン	5.1万トン	0.8万トン	5.0万トン	7.6万トン	7.1万トン

ゴマサバ (東シナ海系群) ④

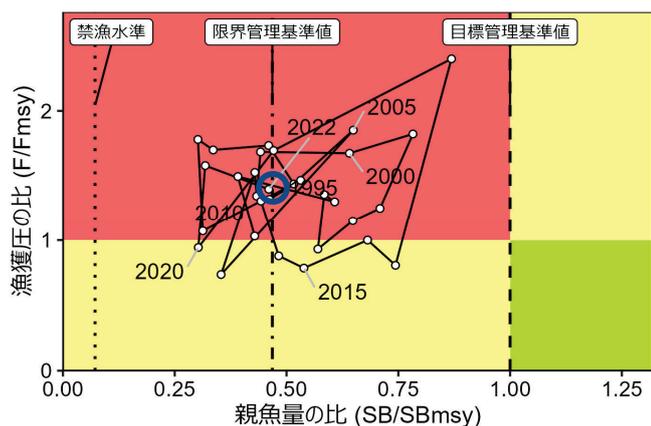


図8 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧（F）は、1992年以降、多くの年で最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（Fmsy）を上回っている。親魚量（SB）は、全ての年において最大持続生産量を実現する親魚量（SBmsy）を下回っている。

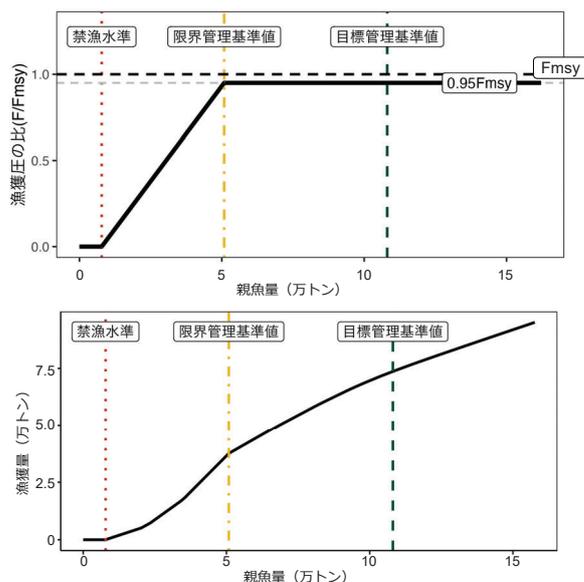
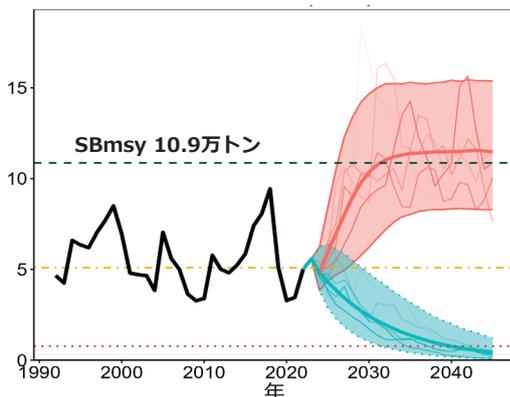


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

ゴマサバ (東シナ海系群) ⑤

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

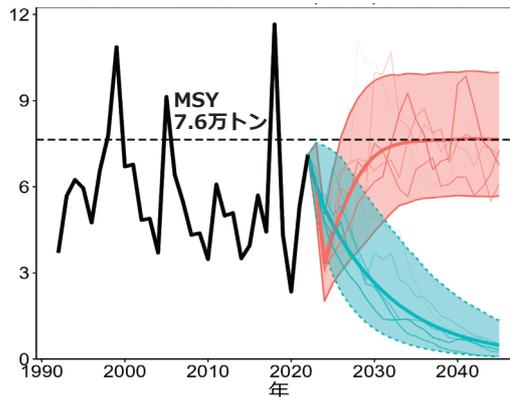


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.95とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値以上、漁獲量の平均値はMSY水準で、それぞれ推移する。

- 漁獲管理規則に基づく将来予測 (β=0.95の場合)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測
- 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。
- MSY
- 目標管理基準値
- .-.-.- 限界管理基準値
- 禁漁水準

ゴマサバ (東シナ海系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

β	2030年に親魚量が目標管理基準値 (10.9万トン) を上回る確率										98%	30%
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2030年に親魚量が限界管理基準値 (5.1万トン) を上回る確率		
1.00	5.0	5.6	4.8	5.8	6.7	7.6	8.4	9.1	9.6	98%	30%	
0.95	5.0	5.6	4.8	5.9	7.0	8.0	9.0	9.8	10.4	99%	41%	
0.90	5.0	5.6	4.8	6.1	7.3	8.5	9.6	10.5	11.1	100%	53%	
0.80	5.0	5.6	4.8	6.3	7.9	9.5	11.0	12.0	12.7	100%	76%	
現状の漁獲圧	5.0	5.6	4.8	4.3	3.9	3.4	3.1	2.7	2.4	4%	0%	

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.00	7.1	6.0	3.5	4.4	5.1	5.7	6.2	6.6	6.9
0.95	7.1	6.0	3.3	4.4	5.1	5.8	6.3	6.8	7.1
0.90	7.1	6.0	3.2	4.3	5.1	5.8	6.4	6.8	7.1
0.80	7.1	6.0	2.9	4.1	5.0	5.8	6.4	6.8	7.1
現状の漁獲圧	7.1	6.0	5.2	4.7	4.2	3.7	3.3	3.0	2.7

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、βに0.95を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2023年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧 (2022年の値: β=1.56相当) により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2024年の平均漁獲量は3.3万トン、2030年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は41%と予測される。併せて、βを0.8~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2024年のABC (万トン)	2024年の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2022)	2024年の漁獲割合 (%)
3.3	4.8	0.54	27

※上記の表は暦年 (1~12月) の値であり、2024年漁期 (7月~翌年6月) のABCは3.4万トンである。表の値は今後も資源評価により更新される。



ズワイガニ（太平洋北部系群）①

資料3-6

2023年9月29日公開

ズワイガニは我が国においては日本海、オホーツク海および茨城県以北の太平洋岸沖に分布し、本系群はこのうち東北地方太平洋岸沖（以下、東北海域と呼ぶ）に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。



図1 分布域

青森県～茨城県沖の水深150～750mに分布している。

東北海域での生活史、特に季節的な浅深移動や南北方向の移動の詳細は明らかになっていない。

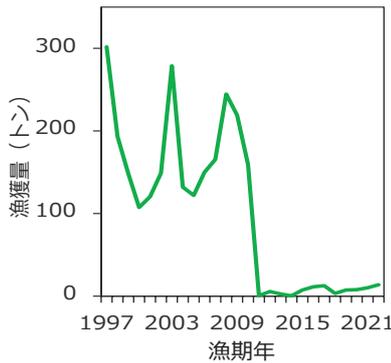


図2 漁獲量の推移

漁獲量の多くは福島県が占めている。

東日本大震災（以下、震災）以降、福島県船が操業休止した影響で漁獲量は激減しており、2022年漁期の漁獲量は13.7トンであった。

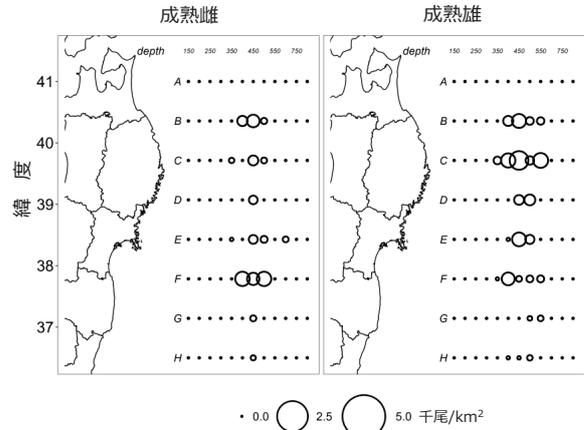


図3 調査で得られた2022年の分布密度

1997年以降、毎年秋季の着底トロール調査により、本系群の分布密度を把握し、現存量を推定している。2022年は岩手県～茨城県沖で広く成熟雌が採集され、岩手県沖と福島県沖に分布密度が比較的高い地点が出現した。

近年、福島県南部以南の海域ではズワイガニの分布密度が低下している。

2023年9月29日公開

ズワイガニ（太平洋北部系群）②

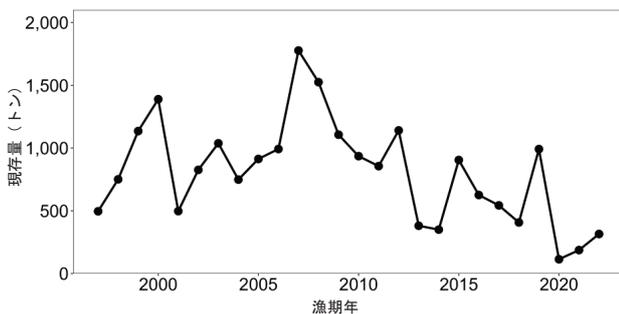


図4 資源量指標値（現存量）の推移

着底トロール調査の結果に基づき、本系群の現存量を推定した。

雌雄合計の現存量は、1997～2007年漁期に496～1,777トンの間を変動した後、長期的には減少傾向を示していた。2020年漁期には調査開始以降最低の114トン記録したが、2021年漁期以降増加に転じた。2022年漁期は過去3番目に低い315トンと推定された。

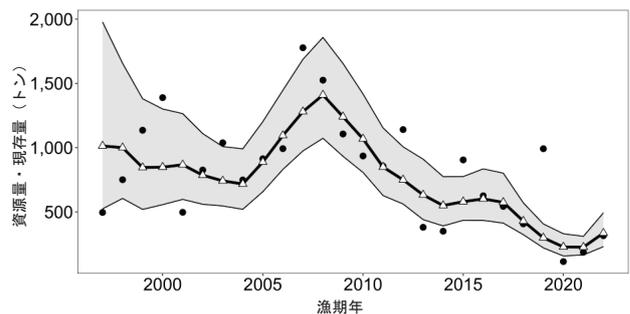


図5 資源量の推移

着底トロール調査で得られた現存量（黒丸）をもとに、不確実性（調査の観測誤差や資源動態の過程誤差など）を考慮した資源動態モデル（JASAM）を用いて、本系群の資源量（白三角）を推定した。

雌雄合計の資源量は、1997～2008年漁期に717～1,410トンの間を変動した後、減少傾向を示した。2022年漁期は増加に転じ、336トン（雌が166トン、雄が170トン）と推定された。

なお、図中の網掛けは推定値の95%信頼区間を示す。

ズワイガニ（太平洋北部系群）③

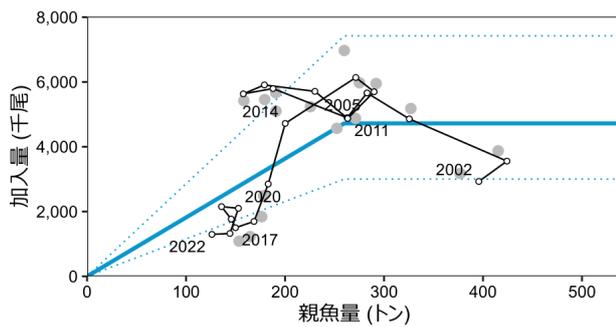


図6 再生産関係

1997～2013年の親魚量（雌の漁期後資源量）と2002～2018年の加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したホッケー・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。

本系群では孵化から加入（8齢期）までの年数が明らかでないため、日本海系群と同様に5年と仮定した。なお、本系群で漁獲対象となるのは11齢期以降である。

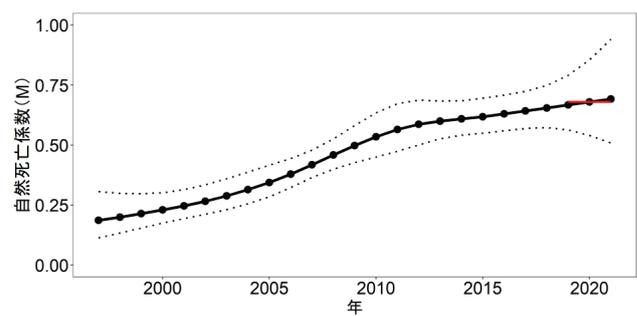


図7 自然死亡係数（M）の推移

本系群の自然死亡係数（M）をJASAMによって推定した。しかし、本年度評価において推定されたMの値は不確実性が高く、これによる適切な将来予測が困難であったため、将来予測に用いる現状のMは昨年（2022年）度評価の値を踏襲することとした。

このため、図7は昨年度評価におけるMの推移を示し、点線は95%信頼区間、赤線は現状のM（昨年度評価における2019～2021年の平均値：0.679）である。

Mの上昇傾向の原因については東北海域での底水温の上昇との関連、震災後の生態系の変化（捕食者の増加等）による影響が指摘されているが、その詳細は明らかになっていない。

ズワイガニ（太平洋北部系群）④

将来の親魚量（トン）

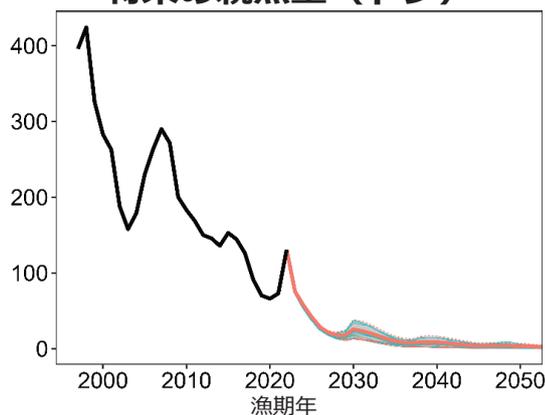


図8 現状のMが続いた場合の将来予測

推定された再生産関係と現状のM（昨年度評価における2019～2021年の平均値、0.679）を用いて、現状の漁獲圧（2020～2022年漁期の平均値）で漁業を行った場合（青線）と漁獲を0とした場合（赤線）の将来予測を行った。その結果、漁獲を0とした場合でも資源を持続的に維持することは困難であることが示された。このことから、本系群ではMSY水準に基づく管理基準値および漁獲管理規則の提案は困難である。

図中の太実線は平均値、網掛けはシミュレーション結果の80%が含まれる予測区間である（5千回のシミュレーションを試行）。

本系群の管理基準値等の検討について

本系群では、管理基準値が提案されていないものの、2021年漁期以降の漁獲シナリオは「ずわいが太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避ける」とされている。今後、「現状の漁獲圧（ $F_{current}$ ）のもとで資源が回復し得る親魚量を維持する基準」までMが低下した場合に、管理基準値および漁獲管理規則を提案する。



ズワイガニ（日本海系群A海域）①

資料3-7

2023年9月29日公開

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本評価群はこのうち本州日本海沿岸の富山県以西島根県以東に分布する群である。本海域の漁獲量や資源量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。



図1 分布図

日本海では大陸棚斜面の縁辺部および日本海中央部の大和堆に分布、水深200～500mに多い。

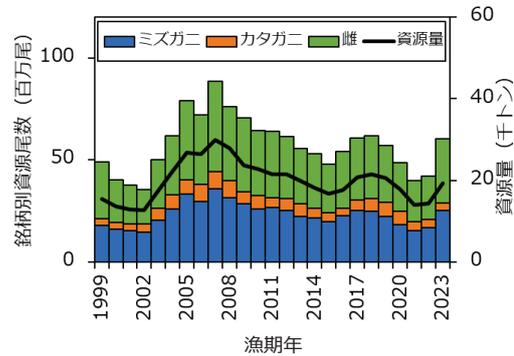


図3 資源量と銘柄別資源尾数

資源量は、2002～2007年漁期にかけて増加したが、2008年漁期以降減少した。2016～2018年漁期は再び増加したが、2019～2022年漁期にかけて再び減少した。2023年漁期の資源量は前年漁期からミズガニ・雌を中心に増加し、19千トンと予測された。資源尾数はミズガニと雌で多く、カタガニは少ない。

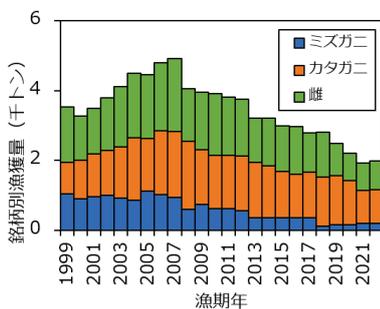


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2007年漁期まで増加したが、以後は減少し、2022年漁期は2.0千トンであった。近年は資源保護のためミズガニの漁獲量が少ない。

2023年9月29日公開

ズワイガニ（日本海系群A海域）②

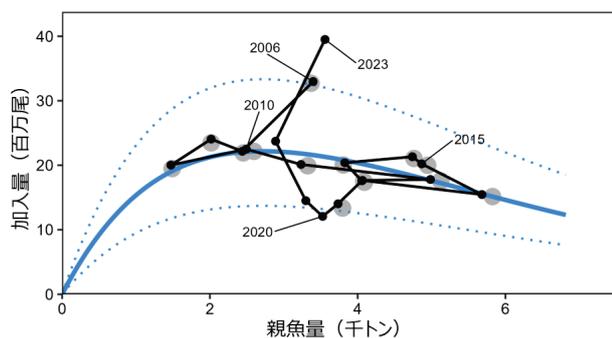


図4 再生産関係

1999～2012年漁期の親魚量（雌の漁期後資源量）と2006～2019年の加入量に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、黒丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。

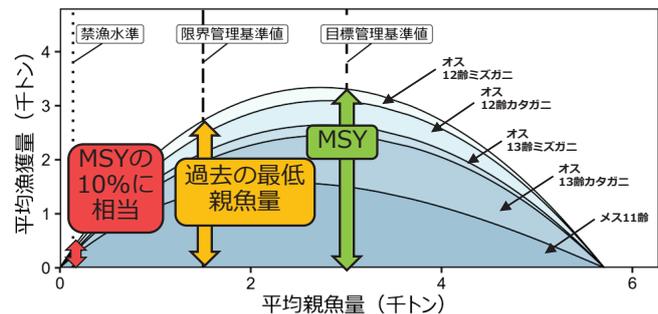


図5 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は3.0千トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値は過去の最低親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2022年漁期後の親魚量	MSY	2022年漁期の漁獲量
3.0千トン	1.5千トン	0.1千トン	3.0千トン	3.7千トン	2.0千トン

ズワイガニ（日本海系群A海域） ③

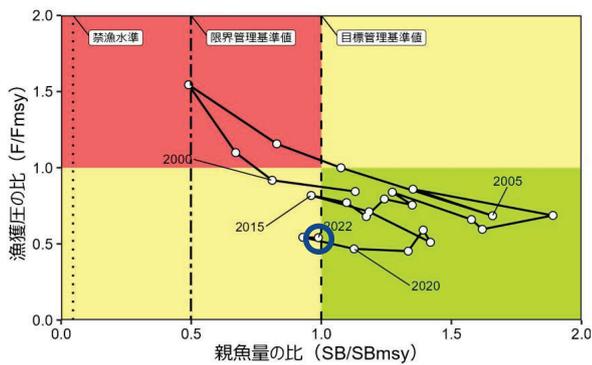


図6 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、2004年漁期以降、最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を下回っていた。親魚量 (SB) は2004年漁期以降、2015年漁期を除き最大持続生産量を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っていた。2022年漁期は、漁獲圧がFmsyを下回ったものの、親魚量はSBmsyを下回っている。

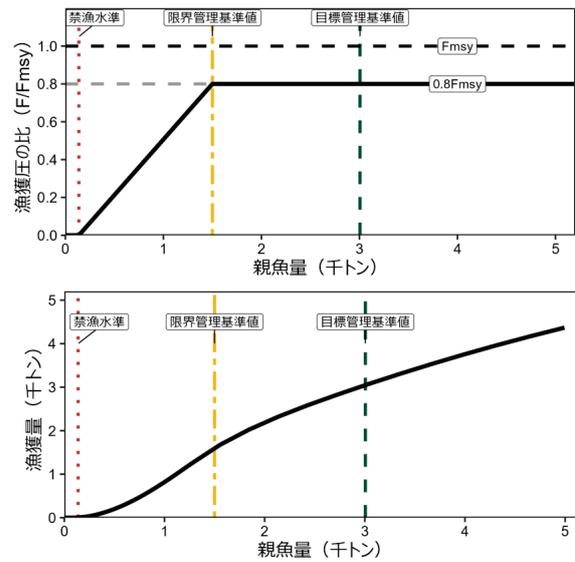


図7 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

ズワイガニ（日本海系群A海域） ④

将来の親魚量 (千トン)

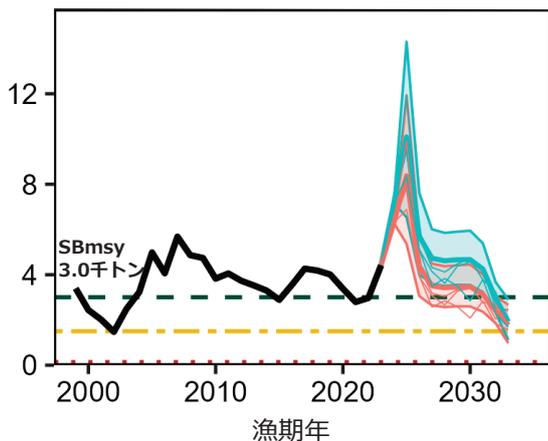
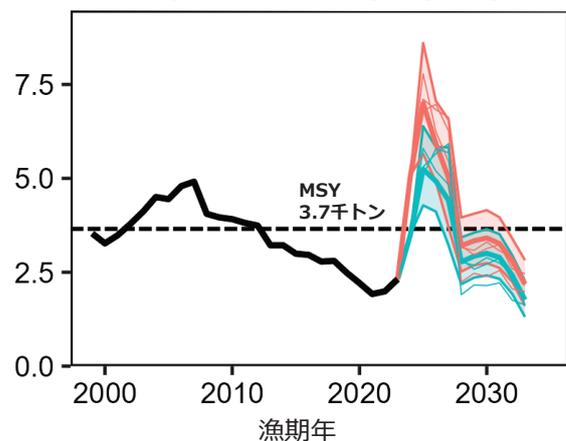


図8 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.8とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値よりやや高い水準、漁獲量の平均値はMSY水準よりやや低い水準でそれぞれ推移する。

将来の漁獲量 (千トン)



■ 漁獲管理規則に基づく将来予測 ($\beta=0.8$ の場合)

■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値

- . - . 限界管理基準値

..... 禁漁水準

ズワイガニ（日本海系群A海域）⑤

表1. 将来の平均親魚量（千トン）

β	2030年漁期後に親魚量が目標管理基準値（3.0千トン）を上回る確率										
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
1.0	3.0	4.4	5.7	7.3	3.6	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	34%
0.9	3.0	4.4	6.0	7.8	4.0	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	52%
0.8	3.0	4.4	6.3	8.4	4.4	3.5	3.4	3.5	3.5	3.5	71%
0.7	3.0	4.4	6.6	8.9	4.8	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	86%
現状の漁獲圧	3.0	4.4	7.2	10.1	5.7	4.7	4.6	4.7	4.7	4.7	98%

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	2.0	2.3	6.1	7.9	6.2	5.1	3.3	3.4	3.5
0.9	2.0	2.3	5.6	7.5	6.1	5.1	3.3	3.4	3.5
0.8	2.0	2.3	5.1	7.0	5.9	5.0	3.2	3.3	3.4
0.7	2.0	2.3	4.5	6.4	5.7	4.9	3.1	3.2	3.3
現状の漁獲圧	2.0	2.3	3.5	5.2	4.9	4.4	2.8	2.9	3.0

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 β に0.8を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2023年漁期の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧（2020～2022年漁期の平均： $\beta=0.52$ 相当）により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2024年漁期の平均漁獲量は5.1千トン、2030年漁期後に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は71%と予測される。併せて、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2024年漁期のABC （千トン）	2024年漁期後の親魚量予測平均値 （千トン）	現状の漁獲圧に対する比 （F/F2020-2022）	2024年漁期の漁獲割合 （%）
5.1	6.3	1.55	16.4

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



ズワイガニ（日本海系群B海域）①

資料3-8

2023年9月29日公開

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本評価群はこのうち本州日本海沿岸の新潟県以北秋田県以南に分布する群である。本海域の漁獲量や資源量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。漁期は10月～翌年5月。

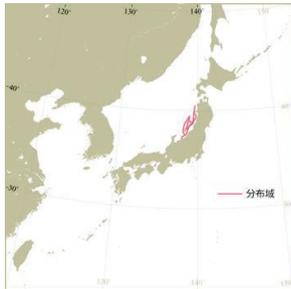


図1 分布図

秋田県～新潟県沖の大陸棚斜面および縁辺部（水深200～500m）に分布。

産卵場は分布水深帯の浅い方にあり、各地に点在。

島、天然礁がある急峻な海域で、漁場は分布域に比べてく狭いと考えられる。



（1998年以前は暦年の値）

図2 漁獲量の推移

漁獲量には、1960年代に約1,000トン、1980年代に約800トンのピークがみられる。その後は減少し、1990年代以降は200～400トンで推移している。2022年漁期の漁獲量は258トンであった。

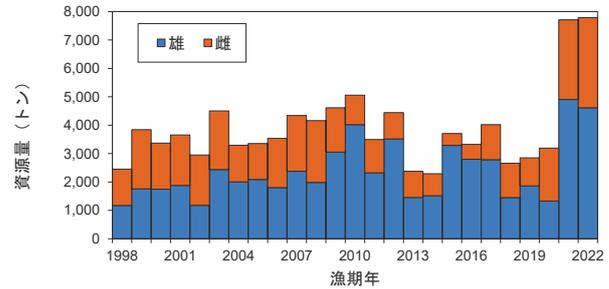


図3 資源量の推移

かご調査で推定した漁期開始時点の資源量の推移を示した。雄は甲幅90mm以上、雌は成熟個体の合計を示す。

雌雄合計の資源量は、1998年漁期以降は2,300～5,000トンで推移している。2010年漁期に5,000トンを超えたが、その後減少し、2014年漁期は過去最低の2,300トンとなった。2017～2020年漁期は2,700～4,000トンで推移し、2021年漁期より急増して2022年漁期は7,788トンであった。

2023年9月29日公開

ズワイガニ（日本海系群B海域）②

令和3年3月に開催された「資源管理方針に関する検討会」および「水産政策審議会」を経て、本評価群は再生産関係が不明であるため、MSYを実現する水準の漁獲圧（Fmsy）を、加入量当たり親魚量が、漁獲圧が0の場合の値に対し30%となる漁獲圧（F30%SPR）により代替すると定められた。

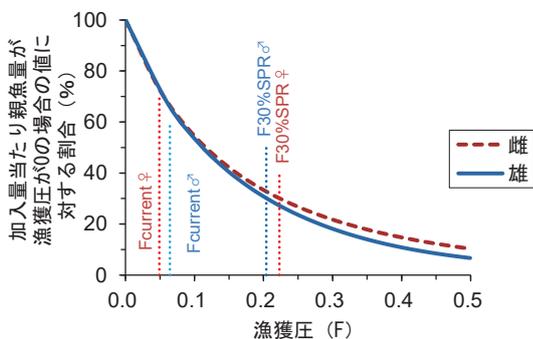


図4 MSYを実現する水準の漁獲圧（Fmsy）の代替値（F30%SPR）と現状の漁獲圧の比較

目標とするF30%SPRは雄が0.20、雌が0.22である。現状の漁獲圧（Fcurrent：2018～2022年漁期の平均）は雄0.06、雌0.05であり、雌雄ともに現状の漁獲圧は、F30%SPRを下回っている。

漁獲管理規則はF30%SPRに不確実性を考慮して安全を見越すための0.8を乗じた値を用いた漁獲圧一定方策とされた。

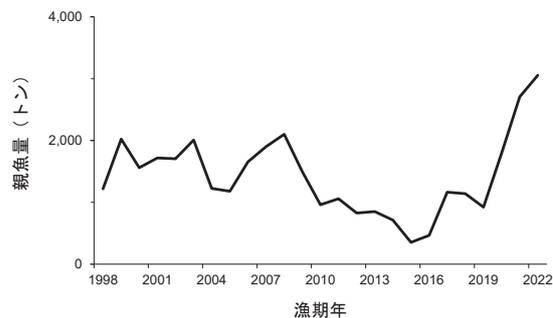


図5 親魚量の推移

かご調査に基づき推定された親魚量（漁期後の雌の資源量）を示す。

親魚量は2009年漁期までは1,200～2,100トンで推移し、2015年漁期は過去最低の353トンとなった。2017～2020年漁期は920～1,800トンで推移し、2021年漁期から急増して2022年漁期は3,054トンであった。

目標管理基準値はMSYを実現する水準の漁獲圧（Fmsy）の代替値としたF30%SPRの漁獲圧により達成される親魚量と定められた。ただし、将来予測に基づく推定値が得られるまで未設定である。

ズワイガニ（日本海系群B海域）③

	親魚量 (トン)	説 明	2024年漁 期のABC (トン)	2024年漁 期の資源 量予測値 (トン)	現状の漁獲圧 に対する比 (F/F2018- 2022)	2024年漁期 の漁獲割合 (%)
目標管理 基準値	—*	加入量当たり親魚量が、漁獲 圧が0の場合の値に対し30% となる漁獲圧で達成される親 魚量の水準	750*	4,800*	2.93	15.6
現状の値 (2022年漁 期)	3,054	かご調査に基づき推定された 雌の漁期後の資源量	<p>漁獲管理規則はF30%SPRに不確実性を考慮して安全 を見越すための0.8を乗じた値を用いた漁獲圧一定方 策とされた。</p> <p>2024年漁期の資源量の予測値と漁獲管理規則 (0.8F30%SPR) に基づき算出された2024年漁期の ABCは750トンである。</p> <p>* ABCは十トン未満を、資源量は百トン未満をそれぞ れ四捨五入した値である。</p>			

* 目標管理基準値は将来予測に基づく推定値が得ら
れるまで未設定である。



ズワイガニ（北海道西部系群）①

資料3-9

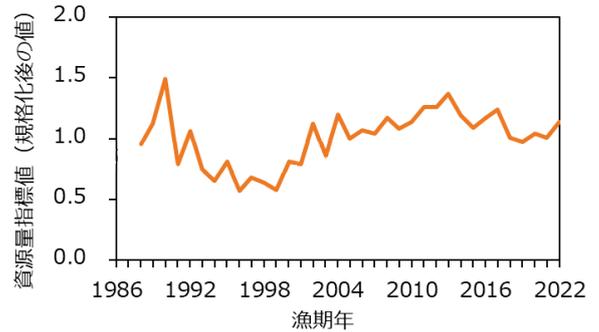
2023年10月31日公開

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本系群はこのうち北海道西部日本海に分布する群である。本系群の漁獲量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。



図1 分布図

本資源では積丹海山群、忍路海山、および武蔵堆斜面域に漁場が形成される。



かにかご標準化CPUE

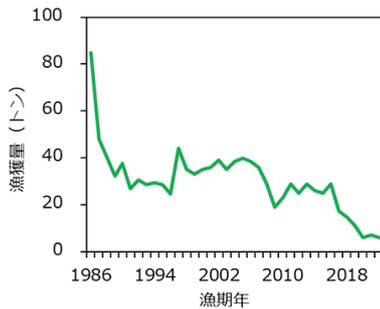


図2 漁獲量の推移

主にずわいがにかご漁業（かにかご漁業）で漁獲され、現在は3隻が、かにかご漁業の知事許可を得ている。漁獲量は、1986年漁期は80トンを超えていたが、その後減少し、1988～2016年漁期以降は20～40トン程度で推移した。その後さらに減少し、2022年漁期は6トン（かにかご漁業：6トン、その他刺網等：0トン）であった。

図3 資源量指標値の推移

かにかご標準化CPUE（資源量指標値）は、1980年代末から1990年代後半にかけて低下した後は上昇して、現在は比較的高い水準を維持している。

2023年10月31日公開

ズワイガニ（北海道西部系群）②

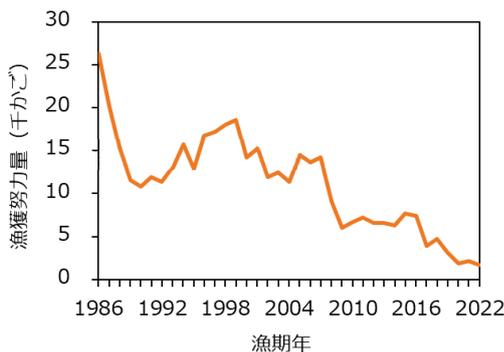


図4 漁獲努力量の推移

漁獲努力量は2000～2008年漁期には9千～15千かご程度で横ばいであったが、2009年漁期以降は6千～8千かごと少なく、2017～2022年漁期には荒天の影響もあり、2千～5千かごとさらに減少した。

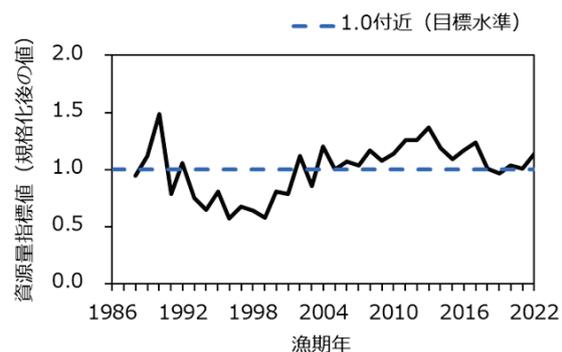


図5 資源量指標値と目標とされる水準

本資源の漁獲シナリオでは、1997年漁期以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理することとされ、維持または回復させるべき目標は、資源量指標値が1988～2019年漁期の平均である1.0付近であることとされている。2022年漁期の資源量指標値（1.14）は、この目標を上回った。

本資源の漁獲シナリオについて

本資源の資源量指標値はかにかご漁船の主対象であるベニズワイガニの漁獲状況や、ズワイガニの単価、かごの沈設日数など、CPUEに影響する要因を考慮できておらず、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難である。

本資源の漁獲シナリオでは、1997年漁期以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理し、資源管理の目標の達成状況を踏まえ、必要に応じてこれを見直すこととされている。

ズワイガニ（オホーツク海南部）①

2023年10月31日公開



ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本評価群はこのうちオホーツク海南部に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

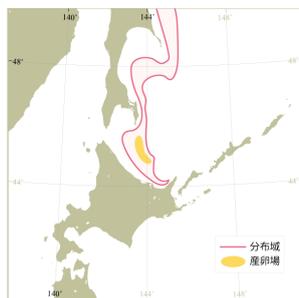
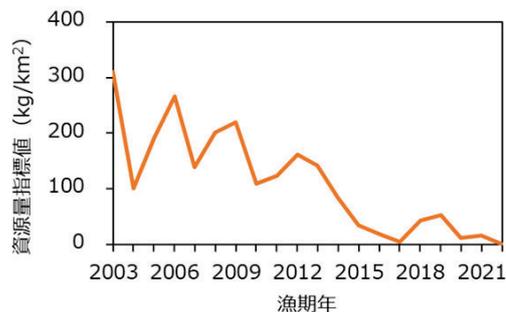


図1 分布図

本資源は日本水域からロシア水域にかけて連続的に分布する「跨り資源」である。



— 分布密度（漁獲対象）

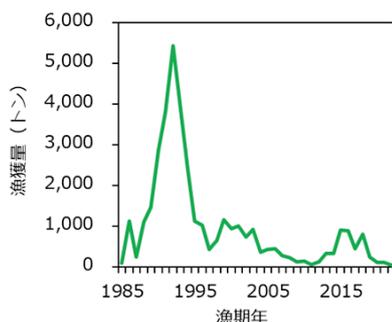


図2 漁獲量の推移

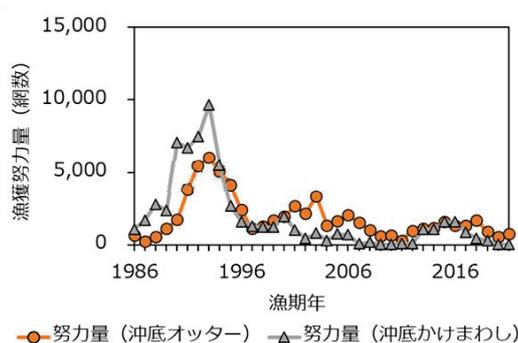
本資源の我が国による漁獲量は、2000年漁期以降減少を続け、2011年漁期には60トンとなったが、その後増加した後、2022年漁期は33トン（沖底オッター：25トン、沖底かけまわし：0トン、沿岸漁業：9トン）となった。

図3 資源量指標値の推移

調査船調査による漁獲対象資源（甲幅90mm以上の雄）の分布密度推定値を資源量指標値とした。資源量指標値は、2003年漁期以降、増減を繰り返しながら減少を続け2017年漁期には5kg/km²となった。その後一旦増加したものの、2020年漁期以降は再び減少し、2022年漁期には0.2kg/km²となった。

2023年10月31日公開

ズワイガニ（オホーツク海南部）②



● 努力量（沖底オッター） ▲ 努力量（沖底かけまわし）

図4 漁獲努力量の推移

漁獲努力量は、沖底オッター、沖底かけまわし共に増減しながら2011年漁期まで減少を続けたが、その後は増加し、2021年漁期には沖底オッターで744網、沖底かけまわしで4網となった。2015～2018年漁期はズワイガニ狙いの操業が増えたこと等により、漁獲量が多かったと考えられる。

本資源の漁獲シナリオについて

本資源の資源量指標値は日本水域における情報に限られ、「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難である。

本資源の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされている。

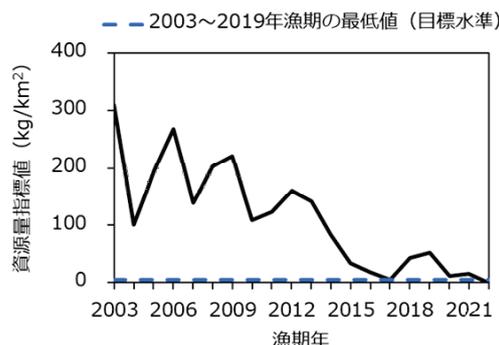


図5 資源量指標値と目標とされる水準

本資源の漁獲シナリオでは、資源量指標値の2003～2019年漁期の最低値（5kg/km²）が、維持または回復させるべき目標として定められている。2022年漁期の資源量指標値（0.2kg/km²）は目標値を下回ったが、隣接する東サハリン水域の資源量は少なくないと推察されることから、日本水域漁場への来遊が悪かったためと考えられる。



マダラ (本州太平洋北部系群) ①

資料3-11

2023年9月29日公開

マダラは北日本に広く分布し、本系群はこのうち本州太平洋北部沿岸に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布図

水深40～550mに分布し、季節的な浅深移動を行う。本系群は青森県以南・茨城県以北の本州太平洋沿岸に分布する。

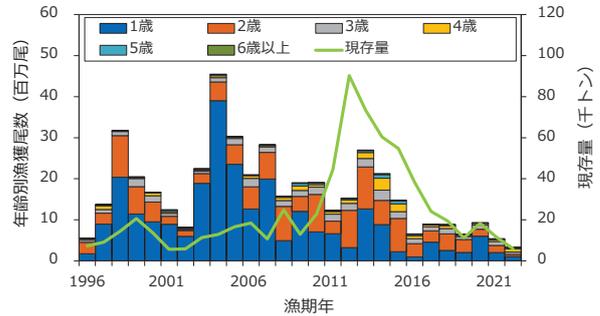


図3 年齢別漁獲尾数と現存量

本系群は漁獲情報（年齢別漁獲尾数）と調査船データで推定した現存量を用いて資源を評価している。漁獲尾数は1歳魚（青）、2歳魚（橙）が中心であるが、近年は1歳魚を中心に漁獲尾数が減少している。トロール調査から推定した現存量は、東日本大震災以降増加し、2013年漁期にピークとなったが、その後減少した。

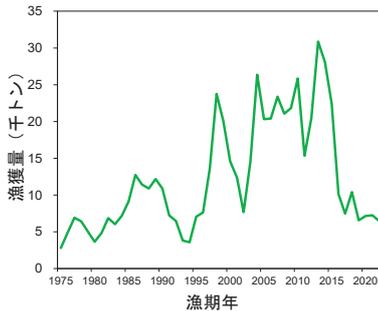


図2 漁獲量の推移

漁獲量は変動が大きい。近年では、2004年漁期以降多く、2013年漁期には、31千トン記録した。その後減少し、2016年漁期には1万トン、2019～2021年漁期には6千～7千トンで2022年漁期も6.5千トンとなっている。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

2023年9月29日公開

マダラ (本州太平洋北部系群) ②

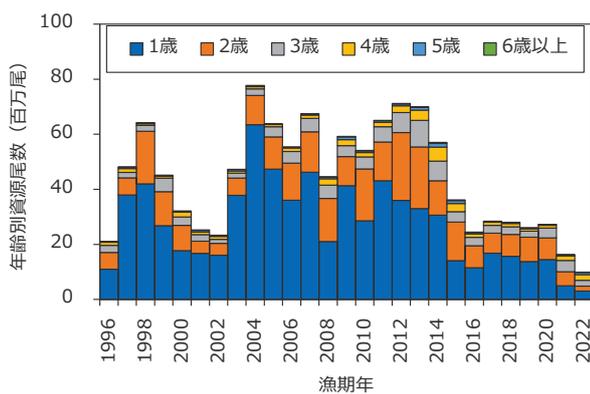


図4 年齢別資源尾数

チューニングVPAによって推定された年齢別資源尾数は、1歳魚（青）と2歳魚（橙）が中心だが、震災後の2012～2014年漁期には3歳魚（灰）と4歳魚（黄）も多かった。2015年漁期以降は全体に資源尾数が減少しており、特に1歳魚の減少傾向が顕著である。

なお、加入量は各年の1歳魚の資源尾数である。

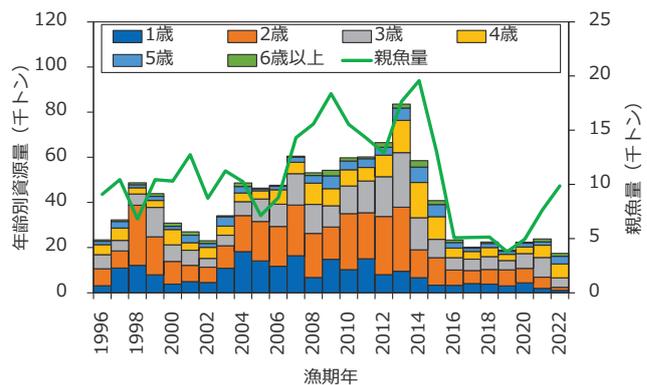


図5 年齢別資源量および親魚量

年齢別資源尾数に体重を与えて資源量を求めた。2004年漁期以降の資源量は多く、2013年漁期には84千トンに達した。その後急激に減少し、2019～2022年漁期には17千～24千トンとなった。

親魚量も資源量同様に2014～2016年漁期に急激に減少した。その後、2020年漁期まで横ばいで推移した後に2022年漁期にかけて増加傾向で推移している。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ (本州太平洋北部系群) ③

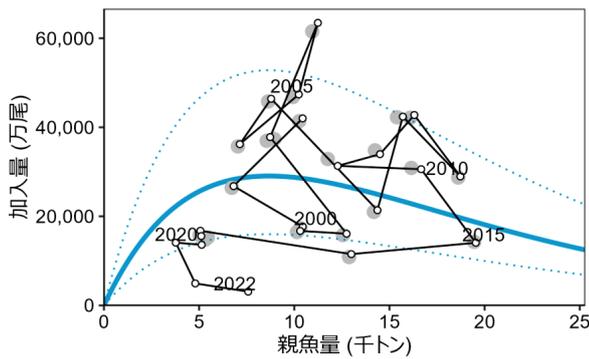


図6 再生産関係

1996～2018年の親魚量と1997～2019年の加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したリッカー型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2022年漁期の親魚量	MSY	2022年漁期の漁獲量
10.9千トン	3.2千トン	0.4千トン	9.9千トン	20.2千トン	6.5千トン

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

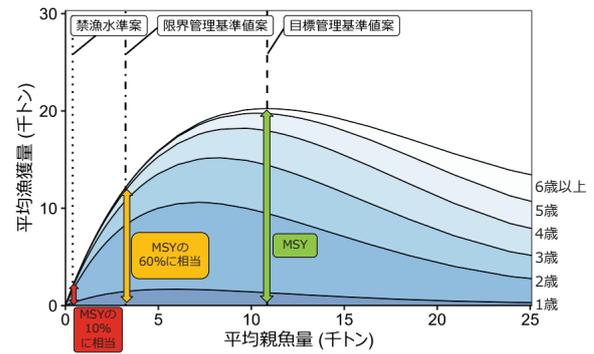


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、10.9千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

マダラ (本州太平洋北部系群) ④

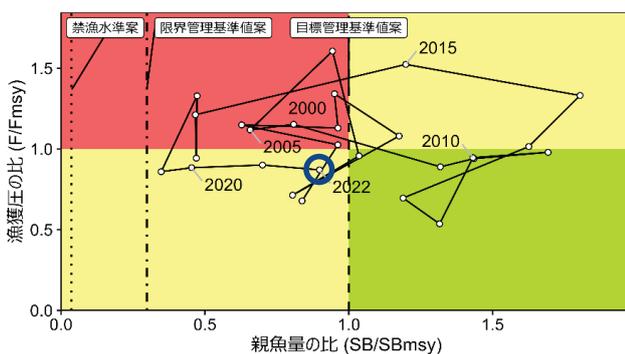


図8 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、1996年漁期以降、最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を上回る年もあれば下回る年もあり、2019～2022年漁期には下回っている。親魚量 (SB) は、2022年漁期を含む半分以上の年でMSYを実現する親魚量 (SBmsy) を下回っている。

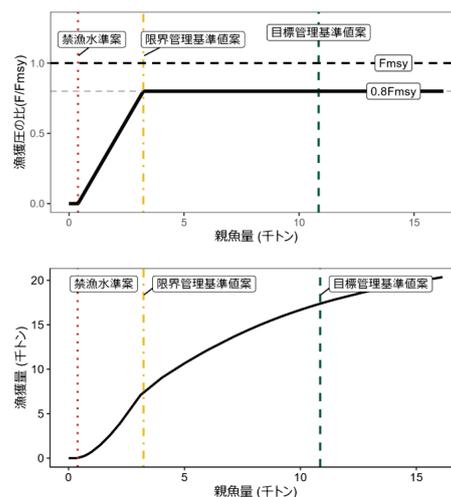


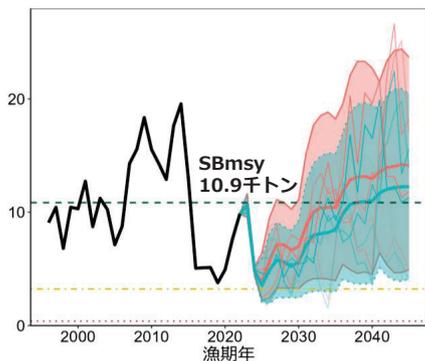
図9 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ（本州太平洋北部系群）⑤

将来の親魚量（千トン）



将来の漁獲量（千トン）

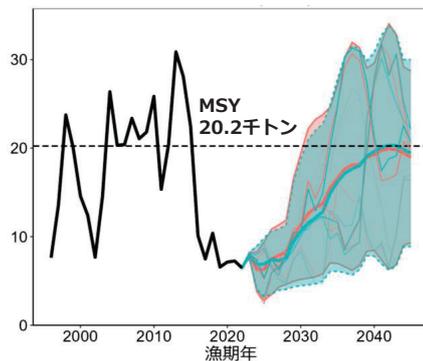
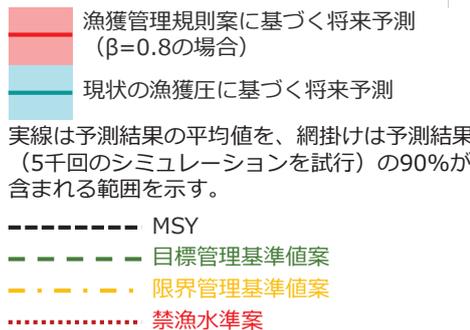


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

加入量に近年の再生産関係の残差（再生産関係式から期待される加入量からのずれ）を考慮し、 β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量、漁獲量ともに増加し、親魚量の平均値はSBmsy水準を上回り、漁獲量の平均値はMSYに近づき、2039年漁期以降横ばいで推移する。



本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ（本州太平洋北部系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（千トン）

2034年漁期に親魚量が目標管理基準値案（10.9千トン）を上回る確率

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
1.0	9.9	10.7	4.8	3.3	4.8	5.6	5.2	4.6	5.0	6.4	7.0	6.9	6.9	13%
0.9	9.9	10.7	4.8	3.5	5.2	6.3	6.0	5.5	5.9	7.5	8.4	8.5	8.5	25%
0.8	9.9	10.7	4.8	3.8	5.7	7.1	7.1	6.7	7.0	8.8	10.0	10.4	10.4	41%
0.75	9.9	10.7	4.8	4.0	6.0	7.6	7.8	7.4	7.6	9.6	11.0	11.5	11.6	50%
0.7	9.9	10.7	4.8	4.1	6.3	8.2	8.5	8.2	8.4	10.4	12.1	12.7	12.9	59%
現状の漁獲圧	9.9	10.7	4.8	3.5	4.9	5.8	5.6	5.2	5.6	7.1	8.0	8.1	8.2	24%

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0	6.5	7.9	7.3	6.2	7.7	7.5	7.6	9.2	10.3	11.3	11.7	12.3	14.4
0.9	6.5	7.9	6.8	6.3	7.6	7.7	7.9	9.7	10.9	12.0	12.5	13.1	15.1
0.8	6.5	7.9	6.3	6.3	7.5	7.9	8.3	10.0	11.4	12.6	13.3	13.8	15.5
0.75	6.5	7.9	6.0	6.2	7.4	8.0	8.4	10.2	11.5	12.8	13.6	14.0	15.6
0.7	6.5	7.9	5.8	6.2	7.4	8.0	8.6	10.3	11.6	13.0	13.8	14.2	15.6
現状の漁獲圧	6.5	7.9	6.8	6.9	7.4	7.3	7.6	9.4	10.6	11.5	12.1	12.8	14.9

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2019～2021年漁期の平均： $\beta=0.90$ 相当）の場合の平均漁獲量と平均親魚量の推移を示す。2023年漁期の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2024年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。 β を0.8とした場合、2024年漁期の平均漁獲量は6.3千トン、2034年漁期に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は41%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。



マダラ (本州日本海北部系群) ①

資料3-12

2023年9月29日公開

マダラは北日本に広く分布し、本系群はこのうち本州日本海北部海域（青森県～石川県）に分布する群である。

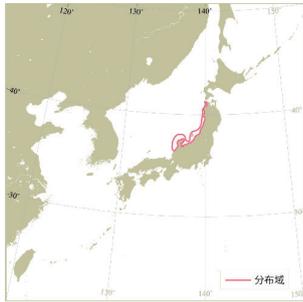


図1 分布図

日本海では水深200～400mの大陸斜面に多い。本系群は青森県日本海側～石川県に分布する。

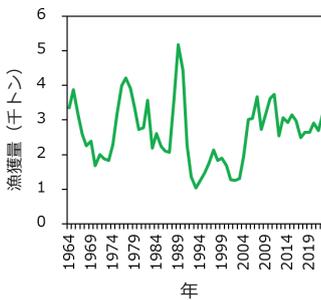


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1990年代に低調に推移したが、2000年代初め以降増加し、2005年以降は概ね3千トン前後で推移している。2022年は3.2千トンであった。

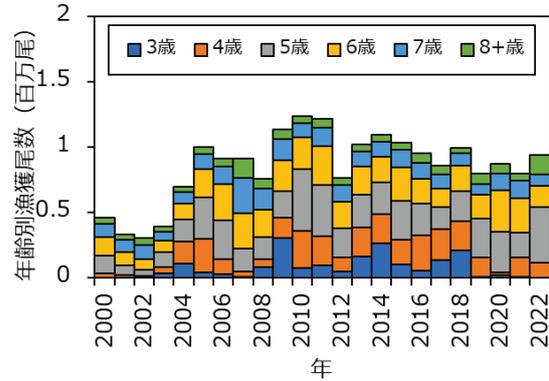


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲尾数は、2003～2010年にかけて増加し、以降増減を繰り返しながらやや減少傾向。若齢（3、4歳）魚は少なく、5～7歳魚が漁獲の主体となっている。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

2023年9月29日公開

マダラ (本州日本海北部系群) ②

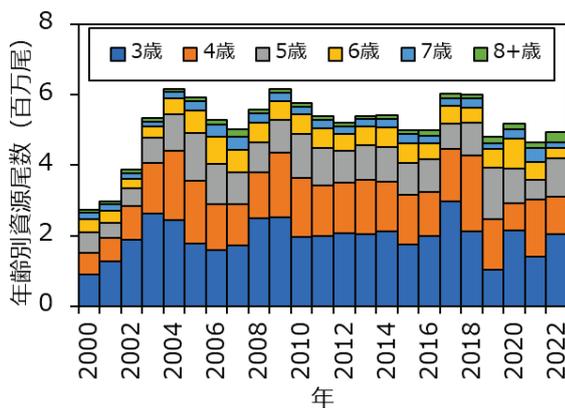


図4 年齢別資源尾数の推移

資源尾数は3～5歳魚で多い。3歳魚の資源尾数は年変動が大きく、近年では2014年級群（2017年3歳魚）と2017年級群（2020年3歳魚）が多いものの、2016年級群（2019年3歳魚）は少ない。

なお、加入量は各年の3歳魚の資源尾数である。

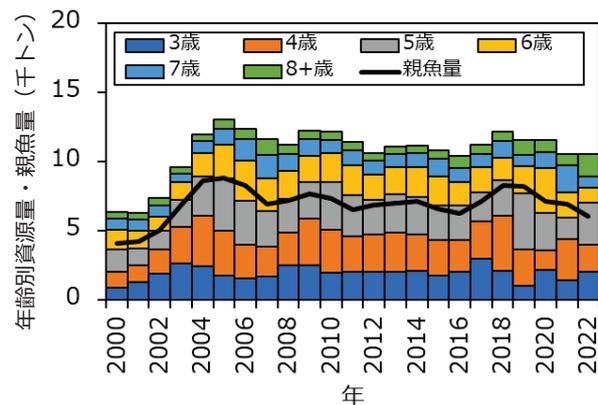


図5 年齢別資源量と親魚量の推移

資源量は2000～2004年にかけて増加し、以降増減を繰り返しながらやや減少傾向。2022年の資源量は10.5千トンであった。親魚量も資源量と同様の傾向で推移し、2022年は6.0千トンであった。

※本系群では産卵期と主漁期が重なっているため、主漁期終了後の親魚量（当該年に実際に産卵に寄与する親魚量）をその年の親魚量とする（以下のスライドでも同様）。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ (本州日本海北部系群) ③

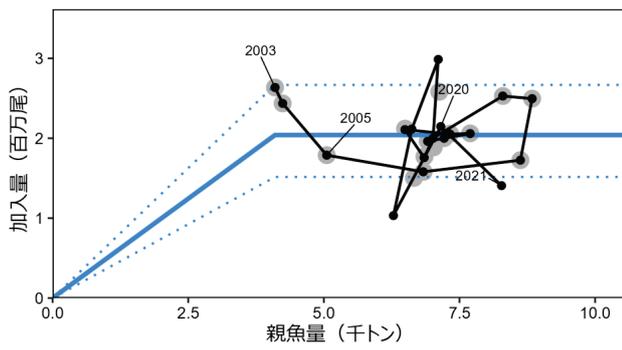


図6 再生産関係

2000～2015年の親魚量と2003～2018年の加入量に対し、ホッター・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、黒丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。

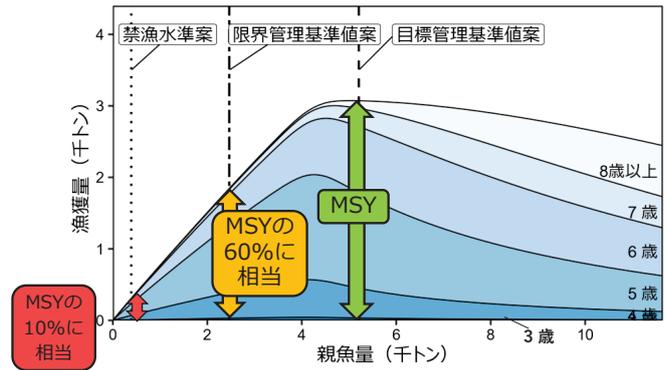


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は5.2千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2022年の親魚量	MSY	2022年の漁獲量
5.2千トン	2.5千トン	0.4千トン	6.0千トン	2.9千トン	3.2千トン

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ (本州日本海北部系群) ④

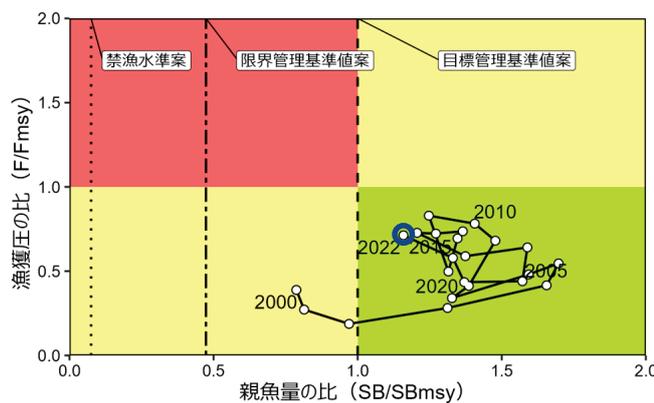


図8 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧（F）は、2000年以降一貫して最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（Fmsy）を下回っていた。親魚量（SB）は2003年以降、最大持続生産量を実現する親魚量（SBmsy）を上回っていた。2022年は、漁獲圧がFmsyを下回っており、親魚量はSBmsyを上回っている。

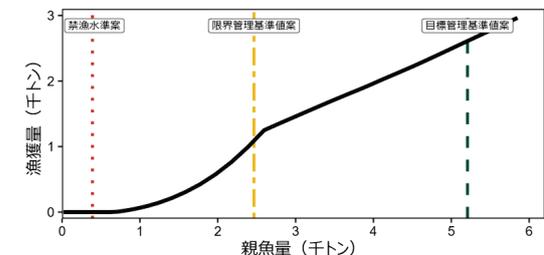
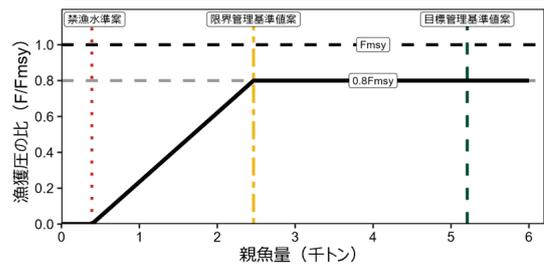


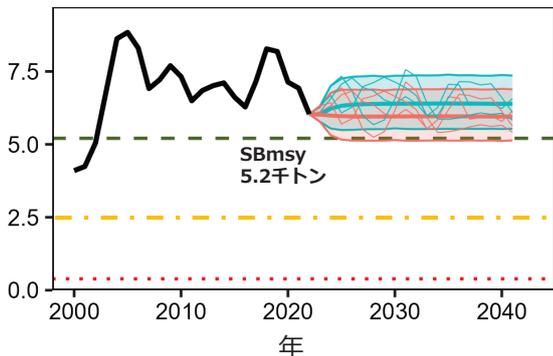
図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ (本州日本海北部系群) ⑤

将来の親魚量 (千トン)



将来の漁獲量 (千トン)

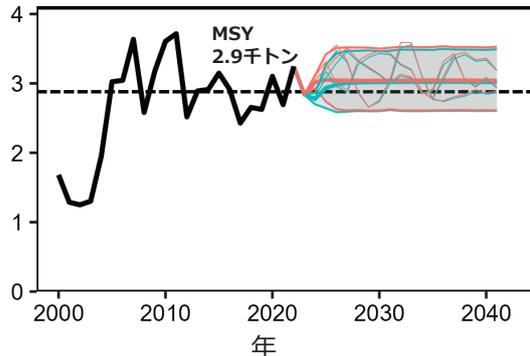


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値案より高い水準、漁獲量の平均値もMSYよりやや高い水準で推移する。

- 漁獲管理規則案に基づく将来予測 (β=0.8の場合)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測
- 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。
- MSY
- 目標管理基準値案
- . - . - 限界管理基準値案
- 禁漁水準案

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ (本州日本海北部系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (千トン)

2033年の主漁期終了後に親魚量が目標管理基準値案 (5.2千トン) を上回る確率

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	確率
1.0	6.0	6.0	5.5	5.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	48%
0.95	6.0	6.0	5.6	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	61%
0.9	6.0	6.0	5.7	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.6	5.5	5.5	5.5	74%
0.8	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	93%
現状の漁獲圧	6.0	6.0	6.2	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	99%

表2. 将来の平均漁獲量 (千トン)

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
1.0	3.2	2.8	3.5	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
0.95	3.2	2.8	3.4	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
0.9	3.2	2.8	3.3	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
0.8	3.2	2.8	3.0	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
現状の漁獲圧	3.2	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.8~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧 (2022年の漁獲圧: β=0.71相当) の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2023年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2024年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

β=0.8とした場合、2024年の平均漁獲量は3.0千トン、2033年の主漁期終了後に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は93%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。



マダラ（北海道太平洋）①

資料3-13

2023年10月31日公開

マダラは北日本に広く分布し、本評価群はこのうち北海道太平洋沿岸に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

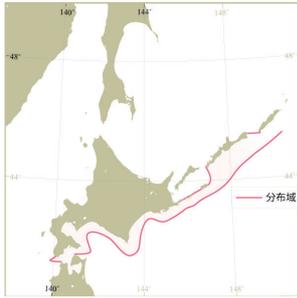


図1 分布域

北海道太平洋、津軽海峡および陸奥湾の沿岸および陸棚斜面域に分布する。産卵場は分布域全体に散在すると考えられている。



図2 漁獲量の推移

1987年漁期の29千トン进行ピークにその後減少して2003年漁期は9千トンであった。その後増加して2011～2020年漁期は16千～19千トンの間で推移した。2022年漁期は29千トンであった。

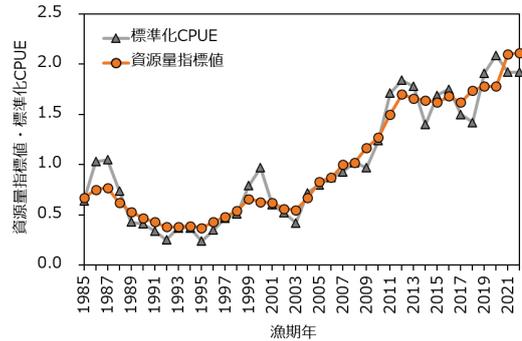


図3 資源量指標値の推移

主要漁業である沖合底びき網かけまわし漁法の単位努力量あたりの漁獲量を標準化した値（標準化CPUE）と漁獲量を元に、余剰生産モデルにより資源量相対値（2モデルの平均）を推定し、資源量指標値として用いた。

資源量指標値は2004～2012年漁期に増加して、2013年漁期以降は平均を大きく上回っている。2022年漁期には過去最高の2.11であった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

2023年10月31日公開

マダラ（北海道太平洋）②

本評価群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和5（2023）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。

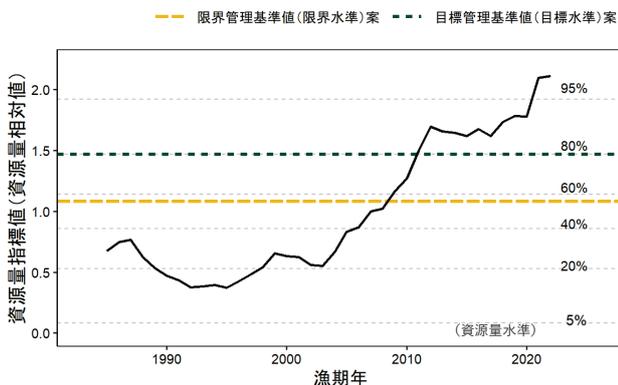


図4 資源量水準および管理基準値案

余剰生産モデルで推定された資源量相対値（2モデルの平均）を資源量指標値（黒線）とし、資源量水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2022年漁期の資源量指標値（2.11）は97.7%水準に相当するため、目標管理基準値案および限界管理基準値案を上回る。

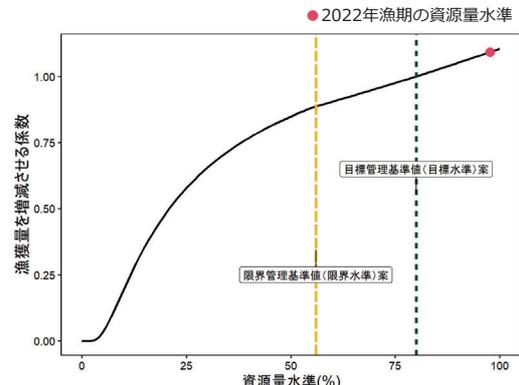


図5 漁獲管理規則案

資源量水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源量水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2022年漁期）の資源量水準（97.7%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.09である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

マダラ（北海道太平洋）③

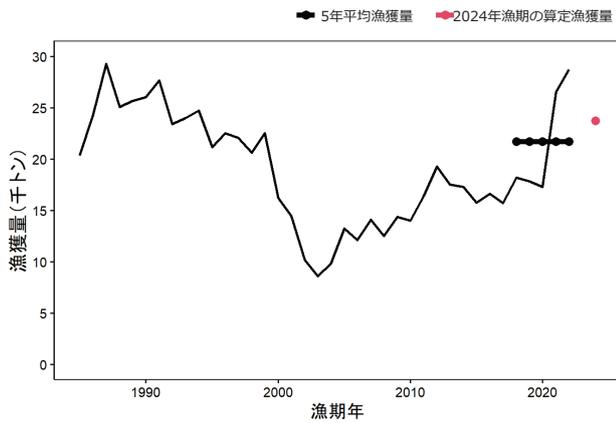


図6 漁獲量の推移と2024年漁期の算定漁獲量

直近5年間（2018～2022年漁期）の平均漁獲量（黒丸、21,706トン）に2022年漁期の資源量水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.09）を乗じて算出される2024年漁期の算定漁獲量は23.7千トン（赤丸）となる。

	資源量水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.00	1.47
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.89	1.08
現状の値（2022年漁期）	97.7%	1.09	2.11

資源量指標値の推移から求めた資源量水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2022年漁期の資源量水準は97.7%であることから、2024年漁期の算定漁獲量は23.7千トンと算出される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。



マダラ（北海道日本海）①

2023年10月31日公開

マダラは北日本に広く分布し、本評価群はこのうち北海道日本海からサハリン西岸にかけての沿岸および陸棚斜面域に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

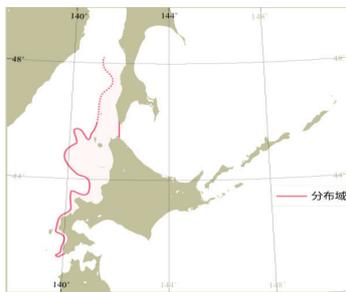


図1 分布域

沿岸および陸棚斜面域に分布する。産卵場は分布域全体に散在すると考えられている。



図2 漁獲量の推移

1992年漁期の12.2千トンをピークに減少し、2014年漁期に過去最低の2.5千トンとなった。その後は急増し、2022年漁期は13.2千トンであった。

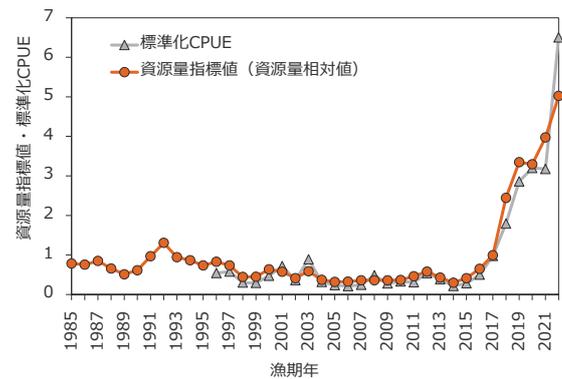


図3 資源量指標値の推移

主要漁業である沖合底びき網かけまわし漁法の単位努力量あたりの漁獲量を標準化した値（標準化CPUE）と漁獲量を元に、余剰生産モデルにより資源量相対値（4モデルの平均）を推定し、資源量指標値として用いた。

資源量指標値は2014年漁期に過去最低水準まで減少した後に急増し、2022年漁期には過去最高の5.023となった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

2023年10月31日公開

マダラ（北海道日本海）②

本評価群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和5（2023）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。

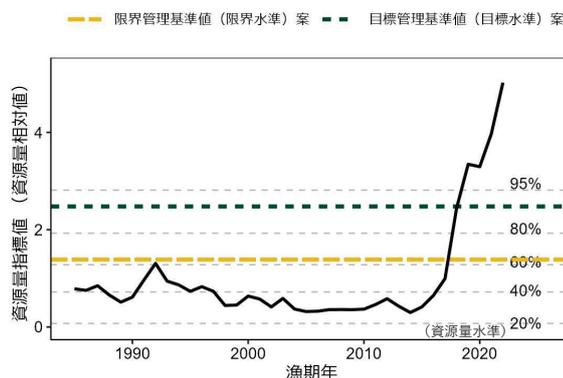


図4 資源量水準および管理基準値案

本資源では、近年生産力の大幅な上昇が起きた可能性が考えられる。生産力が過去の水準まで戻った場合に管理に失敗することを防ぐため、シミュレーションに基づき目標管理基準値（緑線）を91%水準、限界管理基準値（黄線）を63.7%水準とすることを提案する。

2022年漁期の資源量指標値（5.023）は100%水準に相当し、目標管理基準値案および限界管理基準値案を上回る。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

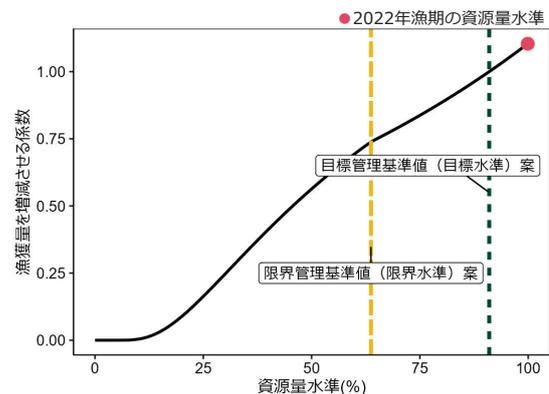


図5 漁獲管理規則案

資源量水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源量水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2022年漁期）の資源量水準（100%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.105である。

マダラ（北海道日本海）③

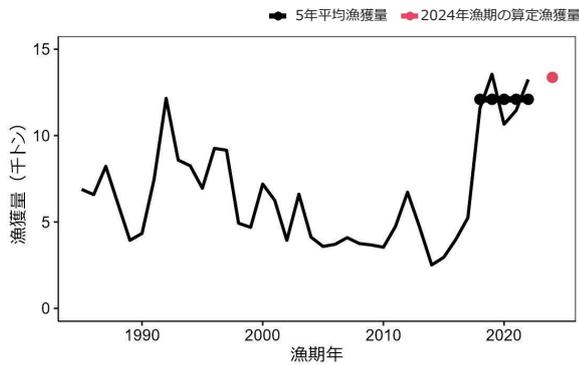


図6 漁獲量の推移と2024年漁期の算定漁獲量

直近5年間（2018～2022年漁期）の平均漁獲量（黒丸、12,099トン）に2022年漁期の資源量水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.105）を乗じて算出される2024年漁期の算定漁獲量は13.4千トン（赤丸）となる。

	資源量水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）案	91.0%	1.000	2.48
限界管理基準値（限界水準）案	63.7%	0.739	1.39
現状の値（2022年漁期）	100.0%	1.105	5.023

資源量指標値の推移から求めた資源量水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2022年漁期の資源量水準は100%であることから、2024年漁期の算定漁獲量は13.4千トンと算出される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

北太平洋漁業委員会(NPFC) 第8回年次会合の結果について

令和6年5月
水産庁資源管理部国際課

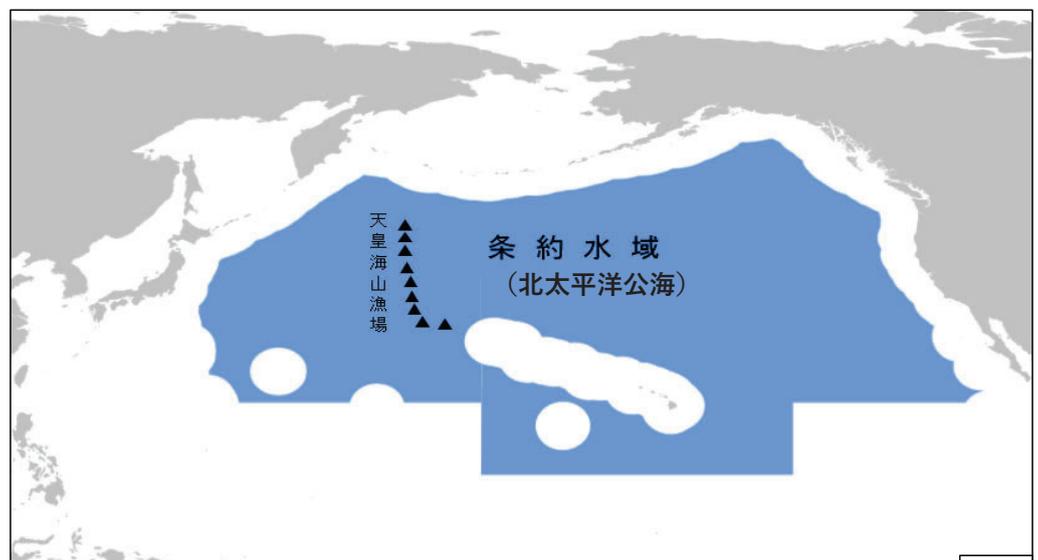
1

北太平洋漁業委員会(NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立（条約水域：北太平洋公海）。

- 現在9か国・地域がメンバー。沿岸国（日本、ロシア）、遠洋漁業国（中国、韓国、台湾、バヌアツ、EU）、関心国（米国、カナダ）に大別。
- カツオ・マグロ類、サケ・マス類を除く、北太平洋公海に分布する水産資源の国際的な資源管理を実施。

(参加国等)	
日本	沿岸国
ロシア	
中国	遠洋 漁業国
韓国	
台湾	
バヌアツ	
EU	
米国	非漁業国
カナダ	



マサバ保存管理措置

※下線部は第8回年次会合で合意された措置

- ① 条約水域（公海）で操業するマサバ漁船の許可隻数の増加を禁止（マサバの実質的漁獲がないメンバーは、許可隻数を増やさないことを奨励）。
- ② 科学委員会での資源評価が完了し委員会がそれを踏まえて保存管理措置を改定するまでの暫定的措置として、2024及び2025漁期年（6月1日から翌年5月31日）、条約水域において、
 - （ア）下記⑥を除いた条約水域におけるマサバ漁獲可能量（TAC）は年間9.4万トン、
 - （イ）うちトロールのTACは1.4万トン、まき網のTACは8万トン、
 - （ウ）トロールについては、中国の許可隻数は3隻以内、EUの許可隻数は1隻以内。
- ③ 沿岸国（日ロ）に対して、自国管轄水域内で上記①②と一貫性のある措置をとることを要求。なお、沿岸国は、以下を条件に国内の漁獲上限の一部を条約水域の漁獲上限へ移譲が可能。
 - （ア）自国管轄水域でマサバの漁獲上限が設定されていること
 - （イ）その漁獲上限を委員会に通報していること
 - （ウ）自国管轄水域と条約水域の漁獲量の合計が自国管轄水域の漁獲上限を超えない
- ④ 条約水域にて、1万トン（GT）以上の漁船にマサバ操業許可の付与を禁止。
- ⑤ 総漁獲量が上記②のTACの95%に達した場合、マサバ操業を停止。それを担保するため、TACの60%に達するまでは毎月、60%に達した後は毎週、漁獲量を事務局に報告。
- ⑥ 上記②の漁獲上限とは別に、EUは6,000トン／年のマサバ漁獲が可能。
- ⑦ この管理措置は2024年6月1日に発効し、遅くとも（2026年の）第10回年次会合までに科学委員会からの助言に基づき見直し。※資源評価は2024年に実施予定。

3

（参考1）各国のサバ類の漁獲量

	中国				日本				ロシア						合計			
	合計	まき網 公海	表層トロール 200カイリ水域	公海	合計	まき網 200カイリ水域	底層トロール 公海	その他 200カイリ水域	合計	底層トロール 200カイリ水域	まき網 200カイリ水域	中層トロール 200カイリ水域	公海	その他 200カイリ水域	公海	全体	200カイリ水域	公海
2023	48,850	47,244	0	1,606	113,650	48,663	0	64,987	15,540	0	90	13,606	0	1,844	1	178,040	129,189	48,851
2022	110,856	108,241	0	2,615	171,939	88,578	0	83,361	49,894	32	255	48,840	4	763	0	332,689	221,829	110,860
2021	108,266	95,621	0	12,645	302,434	214,347	1	88,086	87,388	361	525	83,806	1188	1,502	7	498,088	388,626	109,462
2020	92,456	85,122	0	7,334	286,398	218,659	0	67,739	81,384	120	31	80,047	57	1,128	2	460,238	367,724	92,515
2019	64,446	53,210	0	11,236	334,058	256,442	0	77,616	86,592	1	127	85,396	507	560	0.5	485,096	420,143	64,954
2018	130,447	121,472	0	8,975	338,747	293,210	0	45,537	98,812	7	49	98,740	0	5	11	568,006	437,548	130,458
2017	155,574	145,529	0	10,045	346,057	308,544	48	37,465	53,792		369	53,115	247	37	25	555,423	399,529	155,893
2016	142,994	119,641	0	23,353	403,558	354,690	9	48,859	9,242	26	2	9,110	91	14		555,794	412,700	143,094
2015	139,961	127,193	5,114	7,654	393,212	331,963	15	61,234	466			266	197	4		533,639	398,581	135,058
2014					379,598	313,489	739	65,370	45			1	20	23		379,643	378,883	759
2013					270,047	206,018	599	63,430								270,047	269,448	599
2012					281,922	218,785	3	63,134								281,922	281,919	3
2011					229,225	165,426	41	63,758								229,225	229,184	41
2010					337,639	239,567	40	98,032								337,639	337,599	40
2009					286,405	222,965	2	63,438								286,405	286,403	2
2008					357,964	269,667	0	88,297								357,964	357,964	0
2007					295,509	219,918		75,591								295,509	295,509	0
2006					493,103	381,616		111,487								493,103	493,103	0
2005					439,262	334,159		105,103								439,262	439,262	0
2004					217,998	130,464		87,534								217,998	217,998	0
2003					205,055	119,540		85,515								205,055	205,055	0
2002					137,854	92,811		45,043								137,854	137,854	0
2001					218,557	165,322		53,235								218,557	218,557	0
2000					190,706	123,590		67,116								190,706	190,706	0
1999					178,379	101,638		76,741								178,379	178,379	0
1998					286,834	231,226		55,608								286,834	286,834	0
1997					542,937	419,785		123,152								542,937	542,937	0
1996					327,448	198,303		129,145								327,448	327,448	0
1995					201,662	121,646		80,016								201,662	201,662	0

(参考2) 各国のサバ類の操業隻数

	中国			日本		ロシア				その他	
	まき網	表層トロール		まき網	底層トロール	まき網	底層トロール	中層トロール		200カイリ水域	公海
	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	200カイリ水域	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海
2023	90	0	3	57	0	4	0	41	0	15	4
2022	105	0	2	58	1	3	5	32	1	10	0
2021	105	0	3	57	1	4	19	52	3	8	1
2020	51	0	2	60	1	2	14	70	3	10	2
2019	29	0	3	58	3	2	1	57	1	2	2
2018	62	0	3	57	4	2	1	51	0	3	1
2017	75	0	3	57	2	2		29	1	6	2
2016	82	0	7	53	4	2	1	25	3	15	
2015	78	3	2	52	5			9	5	8	
2014				55	6			1	2	9	
2013				55	6						
2012				54	5						
2011				50	5						
2010				44	5						
2009					6						
2008					5						
2007					7						
2006					7						
2005					8						
2004					7						
2003					3						
2002					4						
2001					4						
2000					4						
1999					4						
1998					5						
1997					3						
1996					5						
1995					9						

出典：NPFCへの各国等報告等(単位：隻)

5

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まさば及びごまさば太平洋系群 T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの資源について、令和 2 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2 - 15 に定められた漁獲シナリオに基づいて A B C（生物学的許容漁獲量）を算出する。
- ③ R 5 管理年度までは、算定された各資源の A B C の合計値の全量を日本 E E Z 内分として、T A C を設定してきたところ。
- ④ 先月開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 8 回年次会合では、近年、マサバの漁獲が大幅に減少する中で、暫定的な措置として、公海におけるマサバの漁獲量を 10 万トンに制限する措置が新たに合意されたところである。
他方で、
（ア）今回設定された漁獲上限は、N P F C としての資源評価結果を得るまでの暫定的な措置として、公海での漁獲を一定以下に抑えることを目的として導入されたものであり、また、
（イ）N P F C では、現在、マサバの資源評価の作業中であり、今回の漁獲上限も、科学的な資源評価をもとに設定されたものではない。
- ⑤ 以上の点を踏まえれば、両資源の主要な産卵場及び分布域を有する我が国として、
（ア）N P F C において、適切な資源評価に基づいて、我が国の資源管理措置と一貫性のある措置が導入されるよう、引き続き求めていくこととし、
（イ）それまでの間は、これまでの T A C 設定の考え方を踏襲し、まさば及びごまさば太平洋系群の各資源の A B C の合計値を T A C とする。

（2）資源管理基本方針別紙 2 - 15 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 12 年に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ $\beta : 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

(3) 令和6管理年度(令和6年7月～令和7年6月)のTAC(案)

特定水産資源	TAC
まさば及びごまさば太平洋系群	353,000トン

(参考1) 令和2年に開催された資源管理方針に関する検討会取りまとめ結果

1 まさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：1,545千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：562千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量)
- ③ 禁漁水準値：67千トン(最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β):0.9
- ⑤ その他：日本EEZ内分は全量とする。

2 ごまさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：158千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：50千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量)
 ※ 2021年の親魚量(42千トン)が限界管理基準値を下回ったことが判明したため、2年以内に資源再建計画を定める必要がある。
- ③ 禁漁水準値：6千トン(最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β):0.9
- ⑤ その他：日本EEZ内分は全量とする。

(参考2) まさば及びごまさば太平洋系群TACの推移

単位：万トン

系群	R6年 (案)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
まさば及びごまさば太平洋系群	35.3	51.0	50.9	59.6	50.1

(参考3) まさば及びごまさば太平洋系群の漁獲実績

単位：万トン

系群	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
まさば及びごまさば太平洋系群	13.7	28.1	29.5	29.1	48.7 (※)

※H30年以前は太平洋、日本海の合計

2 配分（案）

- (1) R6管理年度より、以下の点を踏まえ、新たな大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を設定する。
 - 沖合底びき網漁業については、漁業法に基づくTAC管理が開始された令和3管理年度以降、本資源のTAC報告が行われている。
 - 当該TAC報告データによると、一定量の漁獲実績があることから、TAC管理の適切な実施の観点から、同漁業種類に係る新たな大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を設定し、同管理区分について配分量を明示することとする。
- (2) TACの20パーセントを国の留保とする。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (3) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する
- (4) 配分量（案）は別紙のとおり。
- (5) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て（IQ）による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。
- (6) なお、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、TACの配分に係る基準年が更新される予定の令和9管理年度に向けて、実際の漁獲状況も踏まえつつ、TACの配分方法について関係者とともに検討を行う。

令和6管理年度まさば及びごまさば太平洋系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	353,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	107,000 (120,400)
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	28,300
沖合底びき網漁業	17,700

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	26,800	青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、現行水準とする。
岩手県	18,000	
三重県	25,000	
和歌山県	4,000	
宮崎県	13,000	

留保(トン)	70,600 (57,200)
--------	--------------------

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群 T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの系群について、令和 2 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2 - 16 に定められた漁獲シナリオで算定された A B C（生物学的許容漁獲量）のうち我が国 E E Z 分を算出する。当該合計値から、令和 5 管理年度途中の漁獲可能量の調整の結果、同管理年度の漁獲可能量に追加した数量を減じた数量を T A C とする。
- ③ なお、令和 5 管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として令和 6 管理年度に繰り越すこととする。

（2）資源管理基本方針別紙 2 - 16 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 12 年に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ $\beta : 0.95$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ 管理年度途中の漁獲可能量の調整について
 - ア 当該資源の親魚量が、令和 12 年（2030 年）に少なくとも 50 パーセントの確率で別紙 2 - 16 の第 3 の 1（1）又は（2）の目標管理基準値を上回ることとなる数量の範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
 - イ 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、別紙 2 - 16 の第 4 の 3 の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
 - ウ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(3) 令和6管理年度(令和6年7月～令和7年6月)のTAC(案)

特定水産資源	TAC
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	213,900トン <219,900トン-6,000トン>

(参考1) 令和2年に開催された資源管理方針に関する検討会取りまとめ結果

1 まさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：310千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：143千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量)
- ③ 禁漁水準値22千トン(最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β):0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は70パーセントとする。

2 ごまさば東シナ海系群

- ① 目標管理基準値：109千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：51千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量)
- ③ 禁漁水準値8千トン(最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β):0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は95パーセントとする。

(参考2) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群TACの推移

単位：万トン

系群	R6年 (案)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	21.39	19.13 (18.53)	14.3 (12.9)	17.82	22.0

※ 括弧内は変更前の数字((2)③に基づく漁獲可能量の調整)

(参考3) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の漁獲実績

単位：万トン

系群	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	14.2	12.8	9.6	9.0	48.7 (※)

※ H30年以前は太平洋、日本海の合計

2 配分（案）

- (1) 38,000 トンを国の留保とする（※）。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
（※）令和5管理年度の漁獲可能量と間で調整を行う前の数量（219,900 トン）の20パーセントである44,000 トンから、追加数量分の6,000 トンを差し引いたもの。
- (2) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する
- (3) 配分量（案）は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

令和6管理年度まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	213,900 <219,900-6,000>

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	91,800

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	7,900	秋田県、山形県、新潟県、富山県、 福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、 福岡県、佐賀県及び熊本県につい ては、現行水準とする。
島根県	15,800	
山口県	2,400	
長崎県	35,500	
鹿児島県	15,000	

留保(トン)	38,000 <44,000-6,000>
--------	--------------------------

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）ずわいがに太平洋北部系群
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）漁獲シナリオに基づく令和 6 管理年度の TAC の設定方法

資源管理基本方針別紙 2-17 の漁獲シナリオに基づき、ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業が行われていない平成 23 年以降の最大漁獲量を考慮して TAC（漁獲可能量）を設定する。

（2）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の TAC 案

特定水産資源	TAC
ずわいがに太平洋北部系群	20 トン

（参考 1）別紙 2-17 の漁獲シナリオ

ずわいがに太平洋北部系群

- （1）ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避ける
- （2）ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業が行われていない平成 23 年以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定

（参考 2）ずわいがに太平洋北部系群 TAC の推移

単位：トン

系群	R6 年 (案)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
ずわいがに 太平洋北部系群	20	20	20	20	86.3

（参考 3）ずわいがに太平洋北部系群の漁獲実績

単位：トン

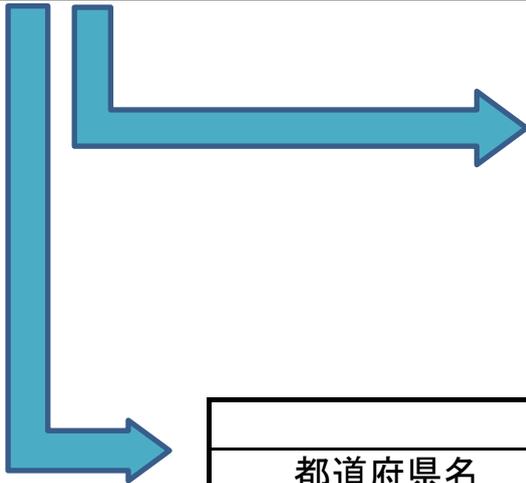
系群	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
ずわいがに 太平洋北部系群	14	10	7.9	8.7	3.5

2 配分（案）

- （１）過去３か年（令和２年から令和４年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （２）配分量は別紙のとおり。

令和6管理年度ずわいがに太平洋北部系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに太平洋北部系群	20



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	19

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
—	—	宮城県については、現行水準とする。

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）ずわいがに日本海系群 A 海域 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）漁獲シナリオに基づく令和 6 管理年度の TAC の設定方法

- ① 資源管理基本方針別紙 2-18 の漁獲シナリオに基づき、最大持続生産量（MSY）を達成する漁獲圧力の水準に 0.8 を乗じることにより導かれる ABC（生物学的許容漁獲量）の範囲内で、TAC（漁獲可能量）を定めるものとされている。
- ② 令和 6 管理年度の TAC については、以下のとおり、最新の資源評価の結果等を考慮して、3,700 トンを設定する。
 - ・ 算定された令和 6 管理年度の ABC は 5,100 トン。
 - ・ ただし、最新の資源評価結果は、今後の資源量が過大に予測されている可能性があり、その場合には資源への悪影響が懸念される、としている。
 - ・ 資源量が過大に予測されている可能性があることから、従来から管理の目標としている「最大持続生産量（3,700 トン）」を達成するために必要な資源量（親魚量）を踏まえ、資源の持続的利用の観点から、漁獲量を「最大持続生産量（3,700 トン）」以下に抑えることが適当と考えられる。

（2）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の TAC 案

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群 A 海域	3,700 トン

（参考 1）別紙 2-18 の漁獲シナリオ

ずわいがに日本海系群 A 海域

- (1) 目標管理基準値：3 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：1.5 千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：0.1 千トン（最大持続生産量の 10% が得られる親魚量）
- (4) 令和 3 年：漁獲可能量 3 千トン
- (5) 令和 4 年から令和 12 年まで：漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.8

(参考2) ずわいがに日本海系群A海域TACの推移

単位：トン

系群（海域）	R6年 （案）	R5年 （2023年）	R4年 （2022年）	R3年 （2021年）	R2年 （2020年）
日本海系群A海域	3,700	3,400	2,800	3,000	3,400

(参考3) ずわいがに日本海系群A海域の漁獲実績

単位：トン

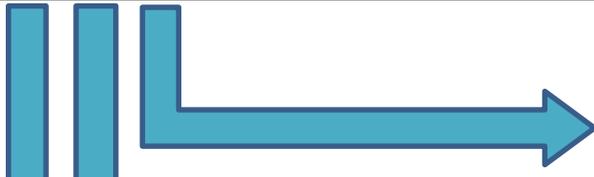
系群（海域）	R4年 （2022年）	R3年 （2021年）	R2年 （2020年）	R1年 （2019年）	H30年 （2018年）
日本海系群A海域	1,892	1,769	2,143	2,363	2,805

2 配分（案）

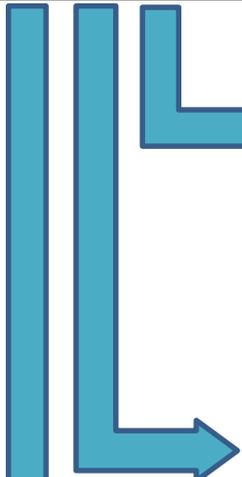
- (1) TACの7パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 不足が生じた場合は留保から配分する。

令和6管理年度ずわいがに日本海系群A海域
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

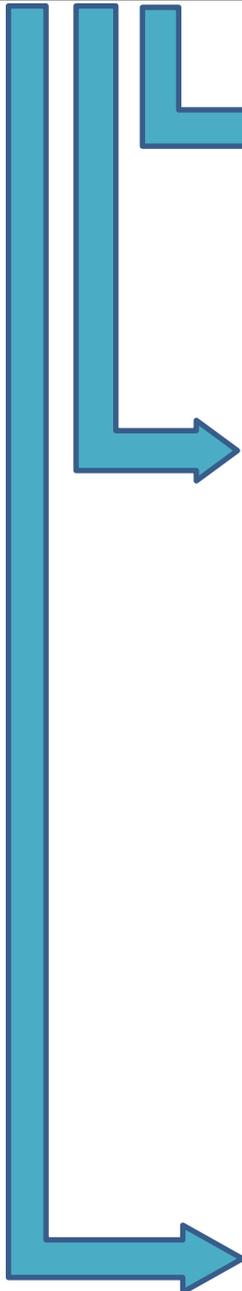
特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群A海域	3,700



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	2,672



知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
富山県	47	島根県については、現行水準とする。
石川県	397	
福井県	294	
京都府	30	



留保(トン)	260
--------	-----

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）ずわいがに日本海系群 B 海域 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）漁獲シナリオに基づく令和 6 管理年度の TAC の設定方法

資源管理基本方針別紙 2-19 の漁獲シナリオに基づき、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、30%となる漁獲圧力の水準に、0.8 を乗じることにより導かれる ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC（漁獲可能量）とする。

（2）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の TAC 案

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群 B 海域	750 トン

（参考 1）別紙 2-19 の漁獲シナリオ

ずわいがに日本海系群 B 海域

(1) 目標管理基準値：加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量 に対し、30%となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値

（ずわいがに日本海系群 B 海域は、現時点では、再生産関係を用いて目標管理基準値
や限界管理基準値を示すことはできないため、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入
が可能となるまでの数年間は、上記の指標を代替的に用いる。）

(2) 加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、30%となる 漁獲圧力の水準を上回らないよう、漁獲圧力を調整

(3) 当該管理年度の資源量に、上記の漁獲圧力×0.8 をかけた値を ABC とする。

（参考 2）ずわいがに日本海系群 B 海域 TAC の推移

単位：トン

系群（海域）	R6 年 （案）	R5 年 （2023 年）	R4 年 （2022 年）	R3 年 （2021 年）	R2 年 （2020 年）
日本海系群 B 海域	750	640	500	510	610

(参考3) ずわいがに日本海系群B海域の漁獲実績

単位：トン

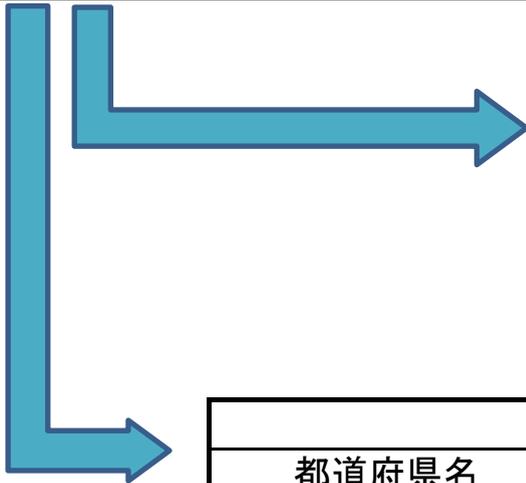
系群（海域）	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
日本海系群B海域	264	212	205	184	204

2 配分（案）

- (1) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和6管理年度ずわいがに日本海系群B海域
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群B海域	750



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	57

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
秋田県	22	
山形県	106	
新潟県	565	

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）ずわいがに北海道西部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）漁獲シナリオに基づく令和 6 管理年度の TAC の設定方法

資源管理基本方針別紙 2-20 の漁獲シナリオに基づき、平成 9 年以降の最大漁獲量を考慮して TAC（漁獲可能量）を設定する。

（2）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の TAC 案

特定水産資源	TAC
ずわいがに北海道西部系群	43 トン

（参考 1）別紙 2-20 の漁獲シナリオ

ずわいがに北海道西部系群

(1) 当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、漁獲努力量が大きく抑制され今後も増大の懸念が少ないこと及び現状の資源状況も良好な状態にあり大きな変化は見られないことを踏まえ、平成 9 年（1997 年）以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理する。ただし、資源管理の目標の達成状況を踏まえ、必要に応じてこれを見直すこととする。

(2) 平成 9 年（1997 年）以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

（参考 2）ずわいがに北海道西部系群の TAC の推移

単位：トン

系群	R6 年 (案)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
ずわいがに 北海道西部系群	43	43	43	43	43

(参考3) ずわいがに北海道西部系群の漁獲実績

単位：トン

系群	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
ずわいがに 北海道西部系群	6	7	6	12	14

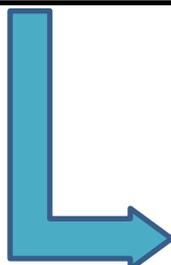
※平成9年（1997年）以降の最大漁獲量は、平成9年（1997年）の43トン

2 配分（案）

- (1) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和6管理年度ずわいがに北海道西部系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに北海道西部系群	43



知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	43	

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）ずわいがにオホーツク海南部 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）漁獲シナリオに基づく令和 6 管理年度の TAC 算定方法

資源管理基本方針別紙 2-21 の漁獲シナリオに基づき、資源量が良好な場合に
対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して TAC（漁獲可能量）を設定
する。

（2）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の TAC 案

特定水産資源	TAC
ずわいがにオホーツク海南部	1,000 トン

（参考 1）別紙 2-21 の漁獲シナリオ

ずわいがにオホーツク海南部

- （1）我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。
- （2）資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

（参考 2）ずわいがにオホーツク海南部の TAC の推移

単位：トン

系群	R6 年 (案)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
ずわいがに オホーツク海南部	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(参考3) ずわいがにオホーツク海南部の漁獲実績

単位：トン

系群	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
ずわいがに オホーツク海南部	33	92	103	238	804

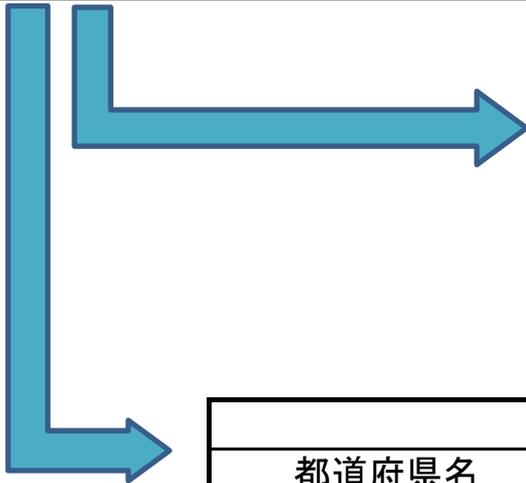
H29年 (2017年)	H28年 (2016年)	H27年 (2015年)	H26年 (2014年)	H25年 (2013年)
438	885	904	335	313

2 配分(案)

- (1) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和6管理年度ずわいがにオホーツク海南部
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがにオホーツク海南部	1,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	875

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	125	

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まだら本州太平洋北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 5 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量。漁期年（7 月～翌年 6 月）に換算したもの。）を TAC（漁獲可能量）とする。

（2）漁獲シナリオの概要

（3）親魚量が令和 15 年（2033 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節。

（4）当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。

ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β : 0.75）を乗じた漁獲圧力とする。

イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。

ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（5）②により得られる値を生物学的許容漁獲量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

（3）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら本州太平洋北部系群	6,060 トン

（参考）資源管理の目標

（1）目標管理基準値：10.9 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

（2）限界管理基準値：3.2 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）

（3）禁漁水準値：0.4 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）

2 配分（案）

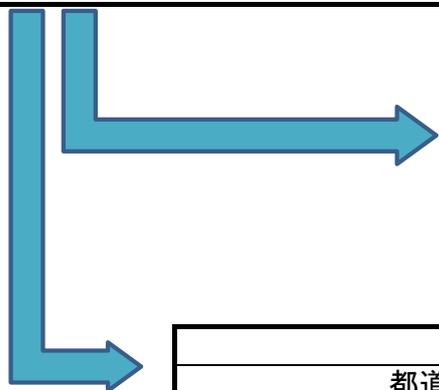
都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

(参考) 今後のスケジュール

令和6年5月10日 水産政策審議会資源管理分科会
7月1日 TAC管理(ステップ1)の開始
(その後、随時、関係者会合等を開催)
令和7年4月頃 TAC意見交換会

令和6管理年度まだら本州太平洋北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まだら本州太平洋北部系群	6,060



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	6,060トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	6,060トンの内数

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まだら本州日本海北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 5 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量。漁期年（7 月～翌年 6 月）に換算したもの。）を TAC（漁獲可能量）とする。

（2）漁獲シナリオの概要

（3）親魚量が令和 15 年（2033 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節。

（4）当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。

ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β : 0.95）を乗じた漁獲圧力とする。

イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。

ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（5）②により得られる値を生物学的許容漁獲量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

（3）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月（ステップ 1））の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら本州日本海北部系群	3,260 トン

（参考）資源管理の目標

（1）目標管理基準値：5.2 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

（2）限界管理基準値：2.5 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）

（3）禁漁水準値：0.4 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）

2 配分（案）

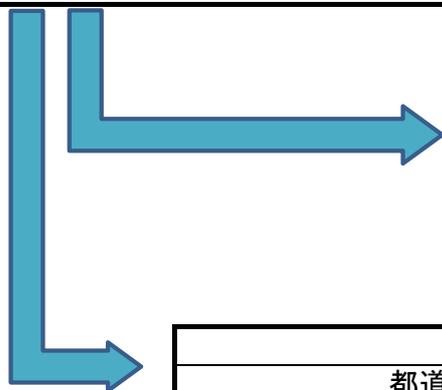
都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

(参考) 今後のスケジュール

令和6年5月10日 水産政策審議会資源管理分科会
7月1日 TAC管理(ステップ1)の開始
(その後、随時、関係者会合等を開催)
令和7年4月頃 TAC意見交換会

令和6管理年度まだら本州日本海北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まだら本州日本海北部系群	3,260



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	3,260トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	3,260トンの内数

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まだら北海道太平洋 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量。漁期年（7 月～翌年 6 月）に換算したもの。）を TAC（漁獲可能量）とする。

（2）漁獲シナリオの概要

① 漁獲シナリオ

直近の資源水準（2.11）と限界管理基準値（1.08）の大きさを比較して（※直近の資源水準の方が高い）、用いる計算式を選択。次に、直近の資源水準（2.11）と目標管理基準値（1.47）の差に基づき、漁獲量を調整する（漁獲量を調整する値＝1.09）。

② 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の漁獲実績の平均値（21,852 トン）を①の規定に基づき調整した値（ $21,852 \times 1.09 = 23,900$ トン（100 トン単位に切上げ））とし、漁獲可能量は当該値を超えない量（23,900 トン）とする。

③ 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、②において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去 10 年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

（3）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら北海道太平洋	23,900 トン

2 配分（案）

都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

（参考 1）今後のスケジュール

令和 6 年 7 月 1 日 T A C 管理（ステップ 1）の開始
（その後、随時、関係者会合等を開催）
令和 7 年 4 月頃 T A C 意見交換会

（参考 2）資源管理基本方針（案）抜粋

第 3 資源管理の目標

（略）下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うまだら北海道太平洋の資源評価で推定された資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56 パーセントに相当する資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第 3 の 2 の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第 3 の 1 の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

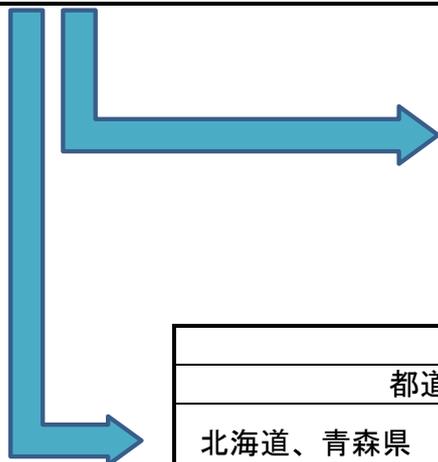
生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の漁獲実績の平均値を 1 の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

3 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、2 において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去 10 年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

令和6管理年度まだら北海道太平洋漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まだら北海道太平洋	23,900



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	23,900トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
北海道、青森県	23,900トンの内数

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まだら北海道日本海 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量。漁期年（7 月～翌年 6 月）に換算したもの。）を TAC（漁獲可能量）とする。

（2）漁獲シナリオの概要

① 漁獲シナリオ

直近の資源水準（5.023）と限界管理基準値（1.39）の大小を比較して（※直近の資源水準の方が高い）、用いる計算式を選択。次に、直近の資源水準（5.0239）と目標管理基準値（2.48）の差に基づき、漁獲量を調整する。（漁獲量を調整する値＝1.105）

② 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の漁獲実績の平均値（12,372 トン）を①の規定に基づき調整した値（ $12,372 \times 1.105 = 13,700$ トン（100 トン単位に切上げ））とし、漁獲可能量は当該値を超えない量（13,700 トン）とする。

③ 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、②において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去 10 年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

（3）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら北海道日本海	13,700 トン

2 配分（案）

都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

（参考 1）今後のスケジュール

令和 6 年 7 月 1 日 T A C 管理（ステップ 1）の開始

（その後、随時、関係者会合等を開催）

令和 7 年 4 月頃 T A C 意見交換会

（参考 2）資源管理基本方針（案）抜粋

第 3 資源管理の目標

（略）下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うまだら北海道太平洋の資源評価で推定された資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 91 パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 63.7 パーセントに相当する資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第 3 の 2 の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第 3 の 1 の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

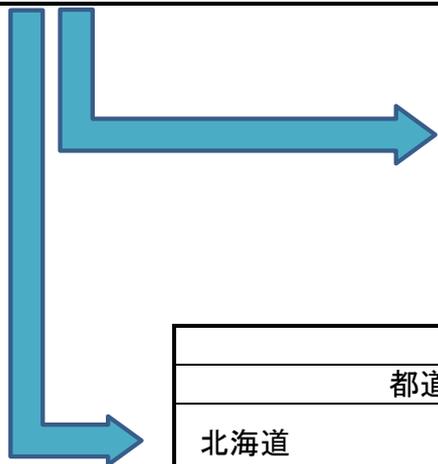
生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の漁獲実績の平均値を 1 の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

3 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、2 において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去 10 年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

令和6管理年度まだら北海道日本海漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まだら北海道日本海	13,700



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	13,700トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
北海道	13,700トンの内数

令和 6 ～ 8 管理年度の漁獲可能量（T A C）の配分シェアの算出について

令和 6 年 5 月
資源管理推進室

1 背景等

漁獲可能量（T A C）を都道府県及び大臣管理区分へ配分する際の配分シェアについては、直近 3 か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを 3 か年（管理年度）にわたって用いることを基本としている。

特定水産資源である、さんま、まあじ、まいわし全資源、すけとうだら全資源、するめいか、まさば及びごまさば全資源並びにずわいがに全資源のうち、

（ア）するめいか以外の特定水産資源については、令和 3 ～ 5 管理年度の T A C 設定に当たり、直近 3 か年（平成 2 9 年～令和元年）のデータを用いて、

（イ）するめいかについては、令和 4 ～ 6 管理年度の T A C 設定に当たり、直近 3 か年（平成 3 0 年～令和 2 年）のデータを用いて、

基本シェアの算出を行っているところである。

上記のうち（ア）するめいか以外の特定水産資源については、令和 6 ～ 8 管理年度の T A C の配分にあたって基本シェアを更新する必要があることから、以下の考え方にに基づき、算出することとしたい。

2 基本シェアの算出

（1）令和 2 年から令和 4 年までの過去 3 カ年の漁獲実績（暦年）を用いる。

（2）漁獲実績については都道府県、大臣管理区分ともに T A C 報告を用いる。

ただし、令和 2 年の都道府県の漁獲実績については農林水産省漁業・養殖業生産統計（以下「農林水産統計」という。）の漁獲量と T A C 報告を比較し、多い方を用いる。また、令和 3 ～ 令和 5 管理年度に T A C の配分がなかった都道府県は、農林水産統計の漁獲量を用いることとする。（末尾の参考参照）

（3）上記の基本シェアの算定に用いる期間に漁獲可能量を超過した数量については、漁獲実績に算入しない。

（4）上記の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下 2 桁（％））を年毎に算出し、その 3 か年の単純平均（小数点以下 2 桁（％））を配分の際の基本シェアとする。

3 T A C の配分方法について

（1）上記 2（4）で求めた基本シェアを用いて、T A C を都道府県及び大臣管理区分へ比例配分することを基本とする。

（2）ただし、数量を明示する管理区分間に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分数量を算出する。

- (3) また、個々の具体的配分量については、(1)又は(2)で算定した数量の100トン未満を切り上げた数量(すけとうだら全資源にあつては10の位を四捨五入した数量、ずわいがに全資源にあつては0.1の位を四捨五入した数量)を用いる。
- (4) ただし、資源管理基本方針(第5の3)に基づき配分量を明示しない都道府県については、以下の①、②又は③に該当する場合に応じて、それぞれに掲げる方法により行うこととする。
- ①漁獲実績(過去3年平均値をいう。以下同じ。)が1トン以上の都道府県「現行水準」による配分とし、この場合においては、基本シェアによる比例配分で算定された数量を目安数量として示すこととする。この場合で、当該目安数量が10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」として示す(ずわいがに全系群を除く)。
- ②漁獲実績が1トン未満の都道府県「現行水準」による配分とし、目安数量として「10トン未満」とする。ただし、過去の水試等のデータに基づいて、漁獲実績がない(かつ、今後も漁獲が見込まれない)と都道府県として判断する場合には、配分を行わないこととする(ずわいがに全系群を除く)。
- ③ずわいがに全系群については、「現行水準」による配分とし、この場合においては、基本シェアによる比例配分で算定された数量を目安数量として示すこととする。
この場合で、当該目安数量が1トン未満の場合は「1トン未満」として示す。ただし、過去の水試等のデータに基づいて、漁獲実績がない(かつ、今後も漁獲が見込まれない)と都道府県として判断する場合には、配分を行わないこととする。

4 その他

するめいかについては、令和7～8管理年度のTAC配分にあたって基本シェアの更新を行う。

(以 上)

(参考)

基本シェア計算に用いる漁獲実績の一覧

	配分があった都道府県	大臣管理区分	配分がなかった都道府県
令和2年	農林水産統計(確報) またはTAC報告のうち、 多い方	TAC報告	農林水産統計(確報)
令和3年	TAC報告	TAC報告	農林水産統計(確報)
令和4年	TAC報告	TAC報告	農林水産統計(概数)

※配分シェアの算出については、改正漁業法の施行前は従前の方法によるものとし、施行後はTAC報告を用いることを基本とする。